

1 議事日程（3日目）

[平成19年太宰府市議会第1回（3月）定例会]

平成19年3月14日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	安部 陽 (15)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市長の勇退に伴う所感について 3期12年の市政に対する所感について 2. まほろば号のダイヤ改正について <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊縮財政の中、時間帯によっては間引きする必要もあるのではないか。 (2) 九州国立博物館開館に伴い観光客の動向も変化してきていると思われる。太宰府駅～太宰府政庁跡間のドル箱的存在の区間について再考を要すると思われる。見直すべきではないか。 (3) ダイヤ改正の目途と財政面から見たまほろば号の路線の考え方について
2	中林 宗樹 (5)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅扶助費の代理納付について 生活保護の被保護者に給付されている住宅扶助費について、被保護者が居住する、または居住しようとする住居の所有者、または管理業者等に対し、福祉事務所が被保護者に代わり納付できないか。 2. まほろば号の運行について 運行形態の見直し、乗り継ぎの問題、運行経費の削減等について伺う。 3. 高雄公園について 地元説明会について
		<ol style="list-style-type: none"> 1. 五条交差点並びに五条駅周辺の歩道等の整備について 五条交差点の右折信号設置等や五条駅に向う歩道設置など市民要望が多く寄せられている。県事業で一部拡幅がなされたが解決策に結びついてない。今後の解決策についてお聞きしたい。 2. 県道筑紫野・古賀線の拡幅事業について 平成19年から4車線の拡幅事業が始まる。一部市民に説明会が開催されているが周辺市民の多くは説明を聞いていない。かなり大掛かりな事業なので十分なる説明を行うべきと考えるが今後の見通しを聞く。

3	清水章一 (13)	<p>3. 高雄地域について</p> <p>(1) 高雄公園についてグランドゴルフなど、高齢者の生きがいづくりができるような公園を</p> <p>(2) 道路の舗装・側溝整備について</p> <p>(3) 防犯施設の設置について（駐在所あるいは交番等）</p> <p>(4) 家の前・今王線の交差点に信号設置などの危険防止策について</p> <p>4. 高齢者等の交通アクセスの確保について</p> <p>観世団地、連歌屋、万葉台など坂が多く幹線道路に出るまでの交通アクセスの確保が求められている。まほろば号に代わるコンパクトバス（仮称）導入について</p> <p>5. 御笠川整備について</p> <p>通古賀の御笠川改修事業が進んでいる。ここにも市民が憩えるような桜等の植樹の考えは</p>
4	武藤哲志 (19)	<p>1. 太宰府市同和対策審議会の廃止を要求する</p> <p>福岡県は、平成18年12月28日に平成14年度から経過措置として実施している同和対策事業の見直しを通知した。同和対策特別施策は終結しており、審議会の廃止を要求する。</p> <p>2. 人権センター条例及び、運営審議会の見直し及び廃止や修正を要求する。</p> <p>審議会は、同和対策事業の総合政策を基本にしており法の終了により必要はない。特に第3条は以前の同和対策事業や運動団体に対する補助金の支出根拠になっており、人権問題と同和対策は区別すべきである。</p> <p>3. 定率減税半減及び廃止による保育料の引き上げをやめるために、条例や規則の改正を求める。</p> <p>厚生労働省は、増税が保育料アップにつながらないように、基準改定の通知を出している。</p> <p>太宰府市が子育て支援のために、条例及び規則の改正を行い、父母負担の軽減を行うよう要求する。</p>
5	田川武茂 (16)	<p>1. 本市の財政状況と今後の見通しについて</p> <p>本市も他の自治体同様、財政事情は非常に厳しい状況にあり、前途多難だと言われているが、今後の見通しについて、特に5年先、10年先を見通した財政状況を伺う。また市民が太宰府市の将来を危惧するのは当然であり、その内容を詳細に、特に経常収支比率を含め伺う。</p>
6	福廣和美 (17)	<p>1. 市長の12年について</p> <p>2. 財政の見通しについて</p> <p>3. まほろば号の充実について</p>

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（28名）

市長	佐藤善郎	収入役	松島幹彦
教育長	關敏治	総務部長	平島鉄信
総務部政策統括 担当部長	石橋正直	地域振興部長	松田幸夫
地域振興部地域コミュ ニティ推進担当部長	三笠哲生	市民生活部長	関岡勉
健康福祉部長	永田克人	健康福祉部子育て 支援担当部長	村尾昭子
建設部長	富田讓	上下水道部長	古川泰博
教育部長	松永栄人	監査委員事務局長	木村洋
総務課長	松島健二	総務課消防・防災 担当課長	武藤三郎
地域振興課長	大藪勝一	まちづくり企画課長	神原稔
産業・交通課長	山田純裕	市民課長	藤幸二郎
人権・同和政策課長 兼人権センター所長	津田秀司	福祉課長	新納照文
子育て支援課長	和田敏信	建設課長	西山源次
まちづくり技術 開発課長	大江田洋	上下水道課長	宮原勝美
施設課長	轟満	教務課長	井上和雄

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一	議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛	書記	花田敏浩
書記	満崎哲也		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（村山弘行議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、12人から提出されております。そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして、2日間で行うことに決定していますことから、本日14日6人、明日15日6人の割り振りで行います。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

15番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔15番 安部陽議員 登壇〕

○15番（安部 陽議員） 皆さんおはようございます。

ただいま議長から発言の許可を得ましたので、通告に従いまして質問をいたします。

市長の勇退に伴う所感について伺います。

まず、3期12年間、本当にご苦労さまでした。心から厚く感謝、御礼申し上げます。市長は平成7年4月に就任されて以来、「市民が真ん中・もっと太宰府らしく」を市政運営の基本姿勢に据え、本市の将来像であります「歴史とみどり豊かな文化のまち」の創造に向けて一生懸命頑張ってこられました。また、市長自身、太宰府に生まれ、育ち、我が愛するまちを発展すべく、また市民の幸せを願いながら行政に携わってこられました。この3期12年の間に、交通不便であった公共施設を結ぶコミュニティバスまほろば号の開設を初め、本市の目的とする将来像を明らかにし、その実現のため基本的方向を示す計画的なまちづくりのため、太宰府市総合計画、基本計画の策定、あるいは国立博物館を受け皿としての散策路の整備、地域活性化複合施設太宰府館の建設、安心・安全のまちづくりなど、人権、教育、福祉、子育て支援、環境、文化、観光など多方面にわたり事業推進に、またあつてはならない自然災害、すなわち平成15年7月19日の豪雨災害復旧あるいは国の三位一体の改革により地方交付税及び臨時対策債が減額がより、本市の財政基盤を大きく揺り動かしましたが、それも乗り越え、市民のために全身全霊を傾注してこられました。このようなお仕事が走馬燈のように今はよみがえってきておるものと思います。市長のこの12年間の思い出、あるいは後世にぜひ引き継いでいってほしいものなどあると思いますので、その所感について伺います。

まほろば号のダイヤ改正について。

まほろば号につきましては、年を重ねるごとに市民の中に溶け込んでまいりまして、年々増加の一途をたどっておりますことは非常に喜ばしいことでもあります。しかしながら、総論賛成で運行されたものの、利用時間帯によってはむだな運行時間帯もあるように見受けられます。このことは、余りにも遅い時間帯等になりますと自家用車等でお迎えの場合が多いのではないかとと思われます。緊縮財政の折から、時間帯によっては間引きの必要もあるのではないかと考えられますが、いかがな見解をお持ちか、伺います。

2点目は、西鉄太宰府駅での西鉄太宰府駅－西鉄都府楼駅前間の時間帯が1時間に1本のため、大宰府政庁跡に行かれる観光客の方が利用できない、また案内できない状態です。九州国立博物館の開館により政庁跡にも行きたいと思われても、今の時間帯では案内ができないと観光案内所では悔やんでおられます。国立博物館で知識を得られた方が少しでも見学したいとの思いがあっても、往復の時間帯がうまくかみ合わない観光客の利用ができなく、また少しでも観光客による収益を考えたならば、思い切ったダイヤ改正が必要と思われます。この路線は、博物館開館効果等にも見られますように、将来の本市のドル箱的存在と思われるが、どのようなお考えであるのか、伺います。

3点目は、ダイヤ改正のめどと財政面から見たまほろば号の重点路線をどのようにお考えなのか、またまほろば号の健全維持対策、財政面についての考え方をあわせて伺います。

あとは自席にて再質問をいたします。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） ただいま安部議員から市長勇退に伴う所感についてということでございますが、皆様ご承知のように、平成7年に市長に就任いたしまして3期12年間、市政を担当させていただいたわけでございます。この間も議会の皆様方には市政運営につきまして大変なご理解とご協力をいただきまして、今日まで参った次第でございます。厚く御礼を申し上げたいと思います。

市長就任以来、山積する市政運営の課題もたくさんございましたが、何よりも私は「市民が真ん中、元気な太宰府、そしてもっと太宰府らしく」という、そのキャッチフレーズをつくりまして当選してきたわけでございますが、その間、第四次総合計画を策定いたしまして、本市の将来像でございます「歴史とみどり豊かな文化のまち」の創造に向けまして全力で取り組んできたつもりでございます。特に、皆様方太宰府の市民の100年の悲願でございました九州国立博物館が在任中に設置、そして開館いたしましたことにつきまして、大変な思い出でございますと同時に、この100年の夢がかなったこと、大変うれしく思っておるところでございます。ただいまご指摘ございましたように、コミュニティバスの開設あるいは佐野土地区画整理事業の整備に伴う西部地区の都市基盤整備等々、また大変市民にご迷惑をかけておりました給水問題につきましても、皆さん方のご協力をいただきながら何とか安定供給ができる、そして建物の制限等も解除できた、これも一つの大きな進歩であったと思っておる次第でございます。

また、その間、平成15年のあの災害がございまして、大変市民の皆様のご心痛を煩わした出来事とございまして、また大変な災害をもたらしたわけでございますが、これにつきまして国、県、市一体となった取り組みで、本当に安全・安心なまちづくりの大きな基盤づくり整備に当たったと思っております。今、御笠川の改修が間もなく終わろうとしておりますが、周辺を含めまして災害に対する万全の備えが一步前進したと考えておるところでございます。

その間、いろいろ投資事業等ございましたけれども、国の三位一体改革いわゆる地方分権時代における地方公共団体のあり方、また地方公共団体の財政事情等につきましても大変厳しい状況に置かれてきたわけでございますけれども、我々といたしましては、本市のあるべき姿、そしてまたやっていかなくちやならないことにつきまして、厳しい財政事情でございますが、行政改革あるいは機構改革等を実施しながら、また事務事業の評価をしながら、そして緊急順位を選択する、そういう厳しい状況の中でも将来のまちづくりの基盤整備には努力してきたつもりでございます。3期12年間、すべてできるわけではございません。第四次総合計画の達成に向けまして、今後とも努力していかなくちやならないと感じておるところでございます。

なお、3期12年間のいろいろな業績、また各市民の皆様、議員各位の大変なご協力に対する、その成果等につきましては、改めて議会の皆様方のご了解を得たならば、改めて御礼を申し述べさせていただきます。今後とも本市のさらなる発展のために、私の気持ちは変わりません。一市民としてでも太宰府が、いわゆる名実ともに備わった天下の太宰府になることをこいねがっておる次第でございます。今後とも皆様方のさらなるご支援をお願いする次第でございます。

○議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

○15番（安部 陽議員） 本当に、この12年間ご苦労さまでございました。今後とも本市発展のために側面から見守っていただきますようお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 次に、まほろば号のダイヤ改正等についてのご質問でございますが、平成10年4月より運行を開始いたしましたこのまほろば号でございますが、1月30日には利用者延べ300万人を突破したということでございました。これも市民の皆様を初め、利用者の皆様のご支援のおかげと感謝いたしております。

さて、このまほろば号の運行に関するご提言をいただいておりますが、現在担当部署の方におきましても様々な角度から効率的な運営を含めて全面的な見直しを、早ければ今年の秋ごろまでに行うということを示しておるところでございます。まほろば号の円滑な運行のために、また市民の皆様がこのまほろば号をぜひ育てていただくようお願い申し上げながら、答弁にかえさせていただきます。

○議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

○15番（安部 陽議員） 最初に、緊縮財政によって、時間帯によっては、間引きする必要もあるのではないかと思います、その点についてちょっと回答願います。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 今市長が申し上げましたとおり、全面的な見直し、今ご指摘、ご提言いただいております少ない便の調整とか、あるいは始発、最終便の時間の調整等々も含めまして、全体的な見直しを今年の秋ごろを目安に見直しを図っていきたいというふうに思っております。

○議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

○15番（安部 陽議員） 全部見直し、見直しと答弁されますので、再質問のやり方がちょっと変わってくるわけですが。実は、私、三、四日前ですかね、高雄地区にお伺いしたときに、そこの方がまほろば号について私と1時間ぐらいちょっと話しあって、その方も大変このコミュニティバスについて関心を持っておられて、太宰府市と大野城市と春日市と、この3市のあり方について運行ルート、便数、それから運行距離、それから補助金の金額だとか、そういうのを出してあった資料をいただいたわけですが、春日市の場合が5ルートで1日70便ですかね、休日も70便、そして運行距離が617.6km、本市の場合が119便で休日が78便ですが、運行距離数は1,254.8kmというふうな数字が出ておるわけです。したがって、それによって、本市の場合は担当のご努力によりましていろいろ工夫されまして、春日市は1日平均が731人、本市の場合は1,250人というような数字まで出ておるわけでございます。しかしながら、補助金が春日市の場合が5,533万3,000円、本市の場合が9,887万9,000円というような数字が出ておまして、こういう比較検討をされまして、本人の場合は元気であるからこういうことを言われたんでしょけれど、たくさんコミュニティバスを出す必要はないというようなことも言われたわけですが、本市の場合の発足のきっかけが、ちょっと他都市と違うんじゃないかならうかと思えます。本市の場合は、福祉バスにかわるものとして、たしかできたと思うんですね。そういう関係でこういう親切な回り方をしておると思うんですが、やはり、本人の意向としては第2の夕張のようになったらいいので、補助金をできるだけ削る、減額するように努力してほしいというようなことを言ってありました。

そういうことで、こういう財政面の見方もちょっと変わってくるんじゃないかならうかと思うんですが、私が改正に特に望みたいのは、大宰府政庁跡、それから西鉄の都府楼前ですか、この間が、参考に私もちょっとデータの的をとったんですがね、太宰府駅発が34便。しかしながら、政庁跡を見ますとこれが64本あるいは都府楼前はいろんな乗り継ぎの関係で65本というふうになっておるわけですが、現在のこの政庁跡、それからすぐに五条の方に帰るわけですね、着が、それが太宰府駅に後の3分ぐらいで、3分ぐらい余計見ていただくと太宰府駅に来るんじゃないかならうか、あるいは五条から発車したバスがやはり太宰府駅に回る、3分ぐらいロスになるようだけれども、それによって現在天満宮あるいは博物館に来てある方の便利さが、この3分間によってかなりのまほろば号の運行等にも影響してくるんじゃないかならうかと思えますが、

その点の見方はどういふふうと考えてありましようか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） ご質問の、いわゆる観光客を相手としたまほろば号の運行状況などでございますけども、太宰府駅前から市役所あるいは観世音寺、政庁という方向につきましては、現在10時から15時ぐらいの時間帯ですけども、平日で17本通過をいたしております。また日曜日あたり、休日になりますと若干減りますけども、14本ぐらいが10時から15時の間に20分、15分おきぐらいに走っております。その中で、特に観光客を相手に便利のいい便を少し引き出しまして、チラシあるいはそういう広告を太宰府の駅前のバス停なり観光案内所に、あるいは博物館の中にそういう案内をしながら、観光客の方に利用をさせていただいております。

結果的に数字を見てみますと、やはり国立博物館が開館した以降につきましては、乗車人数もかなり増加をいたしておりますので、私どもも運転手あるいは委託しております西鉄からの情報なり報告では、観光客もかなり増えておりますという状況の報告もいただいております。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

○15番（安部 陽議員） 今、部長と私の見方、ちょっと違うと思うんですね。これ見ましたら、やはり1時間に1本ですよ。それで、やはり見に行かれる方は、政庁跡あたりに行かれる方は、これが20分ないし30分に1台行って帰ってこられるというような、こういう便利さを図れば、まだまだ博物館あるいは天満宮に行かれた方の見学の人数が増えるんじゃないかなろうか、それによってまほろば号の経常収支も変わってくるんじゃないかなろうかという気もするんですが、五条発太宰府駅、それから五条から太宰府駅に回るといふ、これの重点施策は考えてないんでしょうか。再度お願いします。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） いろんなご提言につきましては、先ほど申しましたように、秋ごろを目安にいろんな角度から、今まで過去にもこの一般質問の中で、過去6人の、例えば平成18年、去年1年間をずっと振り返ってみますと、6人の議員さんからいろんな角度からご提言なりご意見をいただいておりますので、これも十分参考にしながら全体的な見直し、あるいはご指摘の観光客を相手にしたダイヤ改正を含めて十分検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

○15番（安部 陽議員） 今部長が見直すと、ただ見直すだけじゃなくて、やはりそういう収支の面を特に重視した施策でダイヤ改正されますことを再度お願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、5番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔5番 中林宗樹議員 登壇〕

○5番（中林宗樹議員） おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました3項目について質問いたします。

まず、1問目、住宅扶助費の代理納付についてお尋ねいたします。

すべての国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有すると憲法第25条にうたわれております。その憲法の趣旨に従い、生活困窮者に対し生活保護の施策が行われております。一般に言われる生活保護費の支給があるわけでございます。今回取り上げましたのが住居の問題でございます。生活保護者の方々は、ほとんどが賃貸住宅に住んでおられると思います。民間の賃貸住宅であれば家賃が3カ月以上の滞納が発生すれば退去しなければなりません。賃貸住宅の契約の条件で大多数の物件では、3カ月以上の滞納があれば退去するという条件がついております。生活保護費の中にはいろいろの項目があり、支給されています。その中の一つに、住宅扶助費があります。生活保護を受けておられる方の中には、それがわかっているのに、もともと生活困窮者でありますのでお金の使い道については多岐にわたり、十分とは言えません。そこで、つい家賃として支払わなければならない分までもほかに使ってしまい、家賃が払われない状態となり、今住んでいるところを退去せざるを得なくなります。退去して次を探すとしても、生活の安定のない家賃の支払いに不安のある人に対しては、貸してもらえぬ物件もありません。家主さんの温情にすがりやっとならなくても、また滞納で出ていかなければならないということになりますと、いよいよ行くところがありません。

生活保護費は、本来ならば被保護者の自立を支援するためのものであります。家賃は家賃として住宅扶助費で支払いをすべきものであります。生活保護費の中の住宅扶助費として使途を限定された扶助費を一般生活に充当することは、生活保護法の趣旨に反するものであり、住宅扶助費が家賃支払いに的確に充てられる必要があります。生活保護を受けながら住宅扶助費を一般生活費として使用し、家賃が滞納すると退去せざるを得なくなります。一度滞納すれば次に支払うことは不可能でございます。生活の安定のためにも、まず住まうところ、落ちついて生活のできる住居が必要であります。家賃を確実に支払い、住まうところを確保するためにも、住宅扶助費の代理納付を行うべきであると思います。既に公営住宅においては代理納付が実施されており、また平成18年4月1日より介護保険法等の一部を改正する法律に伴う介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、施行することとなりました。民間賃貸住宅においても代理納付が実施できるようになりました。既に実施している自治体もあります。本市において、その取り組みについていかが考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、まほろば号の運行についてお尋ねいたします。

本市の逼迫した財政状況の中、毎年1億円近い赤字を出しているまほろば号の運行については、平成18年度予算では7,400万円と大幅に減少するという期待しておりましたが、今回の議会では2,000万円の補正が出されております。先月の建設経済常任委員会での説明では、本年、平成19年9月を目途にダイヤ改正を行い、その中で種々取り組むということござ

いますが、以下の点についてお伺いいたします。1つ、運行形態、路線の見直しについてどのように考えておられるのか。2、収益の改善策はどのように考えておられるのか。3、高雄地区への運行開始について。

以上、お伺いいたします。

3 問目、高雄公園の事前説明会についてお尋ねいたします。

高雄公園についてどのような公園になるのか、再三再四質問してまいりました。地元へ早く事前説明会を開き、利用される地元の皆さんの意見を聞いてくださいと、これも再三再四お願いいたしてまいりました。昨年の12月議会で年が明けて1月には行うとの答弁でございましたが、地元へはいまだ何の話もないようでございます。議会での答弁は議会向けで、空手形でもよいと考えておられるのでしょうか。私たちは、議会でお答えいただいたことを地元の皆様へ報告いたしております。それが実行されないというようなことであれば、行政への不信感も募ります。地元への説明会を開催するに当たっては、予算もそんなにかからないと思いますが、なぜいまだに地元説明会をなされないのか、その理由をお伺いいたします。

再質問は自席にて行います。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） まず、1 番目の生活保護行政に関するご質問でございますが、ただいま特に住宅扶助の問題につきましてのご質問でございます。

いろいろ今現在の課題につきましては調査しておるところでございますが、その過程等につきましては事務的な内容でございますので、担当部長から答弁をさせます。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 生活保護制度につきましては、保護費を金銭で支給する場合には支出に関する被保護者の自由裁量を確保するため、原則として被保護者本人に保護費を支給し、その扶助費の種類に応じて関係者に支払うこととなっております。また、家賃の支払いのトラブル等につきましても、本来家主と入居者であります被保護者との間で解決すべき問題であります。住宅扶助として使用を限定された扶助費を一般生活費に充当することは、生活保護法の趣旨に反するものと思われま。このことから、今後におきましては福岡県及び福岡都市圏と十分調整を行い、近隣市の動向を勘案しながら住宅扶助の代理納付の実施に向けまして事務取扱要領等を作成しながら、できるだけ早い時期に運営できるよう事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

○5 番（中林宗樹議員） 近隣市との調整を図りながらということでございますが、既に春日市及び大野城市においてはもうその準備が進められております。それで、まだ本市では今からだというところでございますが、大体いつごろをめどに実施されるようなことで、事務手続等については進められるか、お伺いいたします。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 要領を定めるためには、問題点といたしまして、手数料の問題とか家賃の差額、領収書の問題等もございます。そういったところから要綱作成に当たっていくわけでございますけど、まずは福岡県並びに都市圏の状況というふうな中で、担当者会議の中でも早期に実施するように当市の方から話をしていきたいということ等含めまして、その調整ができなくても太宰府市単独で遅くとも下半期の中では実施できるように調整をしていきたいというふうに考えております。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） 下半期というのは、今年の下半期と理解してよろしゅうございましょうか。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） はい、一応9月、10月以降に実施したいということで頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） それでは、そういう方向で一日も早く実施されるように要望いたしまして、この質問については終わります。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） まほろば号の運行についてのご質問でございましたが、さきに地域振興部長から答弁申しましたように、ただいまいただきましたご意見を参考にしながら、本年の秋ごろをめどにいたしまして、運行経費あるいはダイヤ改正を含めました全体的な見直しを行ってきたいということを考えております。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） 9月をめどにということで、秋ごろということでダイヤ改正についても行われるということで、その中で種々取り組まれるということだと思いますが、その中でですね、先ほども安部陽議員の方からご質問がありましたように、路線についての問題とか運行形態についての問題とかについて、ちょっと具体的なところで質問をさせていただきます。

今ですね、路線について、一つの路線を取り上げますと内山から太宰府駅、それから都府楼前、大佐野、長浦台、吉松、都府楼前、市役所、西鉄太宰府駅、内山と、これ市内を一巡するような路線が何本か組まれております。そして、これも1日何回か行くような便数にもなっておりますが、これが必要だと思われるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 現行の中では確かに、いわゆる長い路線、内山から吉松あるいは大佐野まで行っているコースが何本かございます。これにつきましてもいろいろご意見、ご提言をいただいておりますので、コンパクトコースといいたしめようか、以前、福廣議員さんからもご提案をいただきましたような、地域循環型のコース、これらも今後の見直しの中で十分検討

したいというふうに思っております。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） それから、一昨年だったと思いますが、私ども鎌倉へ行政視察へ行ったときにですね、鎌倉市の観光名物が鶴岡八幡宮と鎌倉の大仏さんなんですね。この間がちょっと距離がありまして、時間的にバスで二、三十分かかったと思いますが、ここをですね、定期的にピストン輸送しているんですね。それで、太宰府市の場合も、先ほども安部陽議員の方からありましたように、国博、天満宮、それから水城跡までですね、これを何とか観光ルートとして、観光バスとして何とか独立させるような、独立まではなくても観光客向けのルートとして一つの路線として考えていただいて。そして、鎌倉の場合は、本市の場合ちょっとまだ財政的に無理かと思えますけど、ちょっとレトロ的な、ちょっと豪華なですね、バスを仕立ててですね、本当にそれで運行されておりました。あ、これはいいなあと、太宰府市もぜひ国博、政庁跡、それから水城跡までの便をですね、それで運行したらいいなあとというふうに感じながら帰ってきたんですけども、そういう点についてはいかがでございましょうか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 観光コースに対するまほろば号の充実の関係ですけども、先ほど申し上げましたように、やはり観光客も博物館効果によりましてかなり増えておりますので、当然そうした視点も持ちながら、この観光コースの充実と言いましょうか、十分努力はしていきたいというふうに思います。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） それから、先ほど長いコースについての見直しもお願いしておりますが、それと今度はそれを短く切りますとですね、今度は仮に西の方から都府楼駅前までで路線を切った場合に、市役所へ来るのに便利が悪いというなことで、ほかの市とか西鉄バス自身も乗り継ぎ制度というのを取り入れているようでございますが、一回乗って都府楼で、西の方から来て都府楼駅前でおいて、それから市役所へ来るというのですね、一回おいて、そこで料金払って、また市役所までの料金を払わなければいけないというと、1本で来れば100円で済むところが200円になるということで、これもですね、乗り継ぎ制度で何とか、そこの乗り継ぎであれば100円で行けるというような乗り継ぎ制度についてどんなでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） この乗り継ぎ制度につきましても、運行開始をいたしました平成10年当時からいろんな角度から検討はいたしておったわけです。ところが、やはり現実として、その乗り継ぎをするためにいろんな装置と言いましょうか、あるいはそういういろんな手続等がございます。私どももバス8台、運転手11名で毎日109便を走らせておるわけですから、できるだけ経費節減を含めながら、できるだけ利用していただくというふうな視点でいろんな角度から検討いたしております。当然、議員さんからご提案のこの乗り継ぎ制度につきましても十分視野に入れながらですね、今後も検討を続けていきたいというふうに思います。

○議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

○5 番（中林宗樹議員） 乗り継ぎ制度についても十分検討していただきたいと思います。

それから、バスの便数、路線について見直しをいただいて、その中でですね、減便していく中で、バスの本数なんかも若干減ってきて、時間的に少しずつ余裕が出るような組み方をしていただいて、その分で高雄地区への乗り入れをお願いできないだろうか。高雄地区へ乗り入れするには、またバスを2台購入しないといかんとか、運転手さんをまた2人、3人新たに導入しなければいけないとかということで、2,000万円、3,000万円の新しい負担が生じるということ聞いておりますけれども、そういう負担をかけないで高雄地区への乗り入れがですね、可能な方法をひとつぜひ検討していただきたい。そういう中でですね、その経費についてですけども、今各路線ごとの収益について出されているというか、そういうことをされているかどうか。別に数字はよろしゅうございますけれども、路線ごとの収益についての検討等はなされておられるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 現在6コース、つまり4路線、6コースを運行しておりますけれども、これを1つずつのコースで集計というのをやっておりません、1台のバスが常に市内を循環しております。だから、どこからどこまでという集計はやっておりません。

それからいま一つ、高雄の新規路線開設の問題ですけども、昨年9月の議会に議員さんからいろんなご提案なり、ご意見をいただきました。その後、いろんな角度から検討いたしておりますけれども、実は3月16日の日に高雄地区の関係区長さん、高雄、高雄台、それから梅ヶ丘、3人の区長さんに寄っていただいて、詰めの協議といいましょうか、先ほど市長が申しました指示を受けておりますけれども、9月、10月、秋ごろをめどあるいは来年の春ぐらいをめどに、高雄地区をどうするのかという問題、もう詰めの段階に入っておりますので、それらを含めながらこの関係区長さんとの協議をするように予定しておりますので、それらを含めて高雄地区への問題については整理をしていきたいというふうに思います。

○議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

○5 番（中林宗樹議員） 16日に説明会があるということでございますので、またその中でですね、地元への説明はしっかりしていただきたいと思います。

それから、先ほど路線ごとの収益についてちょっとお尋ねしましたけれども、全体で年間に1億4,000万円、5,000万円の運行経費がかかると、その中で運行収益が四、五千万円というようなことで、あと補助金を出しているというのが現状でございますけれども、これをですね、原価計算意識を持つためにも、今の運行コース6コースの中で見ていきますと、これではとてもそういう路線ごとの、コースごとの経費の算出は難しいような、各コースで重複しながら運行しているコースがたくさんありますのでなかなか難しいですけども、今度ダイヤ改正をされる中で、やはり運行コースをある程度限定しながら、そして運行コースの中で収益がどのように上がってきているのか。やはり、そういう収支の計算ができるようなコースの組み方も一つあ

るんじゃないかなと、そして運行コースによって収益についてのしっかりした認識をいただければ、それぞれの路線について原価計算ができ、そしてその中で経費のかかり過ぎとか、そういう原価意識が生まれてくるんじゃないかなあと。やはり、大ざっぱでやっていきますと大ざっぱな中での考えになりますけど、小さくしていきますと小さい中での考え方ということで、今度は私どもの頭の中で考える場合にですね、やはり理解しやすくなってきて、そうしたらこんだけの経費がこんだけここでかかりよるので、ちょっとこれはかかり過ぎじゃないかというような、そうしたらそれに対してどういうふうな対策ができるかというようなことも考えられると思いますので、ひとつ路線についてのそういう原価意識を十分に持っていて、このまほろば号にかかる経費の削減に努力していただきたいと思います。これは要望としておきます。

以上でこの件につきましては終わります。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） それでは、続きまして高雄公園のご質問につきましてお答えを申し上げます。

高雄地区のまちづくりの大きな事業の一つでございます公園整備でございますが、第四次太宰府市総合計画の後期基本計画で高雄公園の早期供用開始を掲げておるところでございます。高雄地区のレクリエーションの拠点としまして住民の方々の協力をいただき、高雄公園につきましては地域の住民の皆さんと一緒に愛着を持たれるような公園づくりを行うことが大切だと考えております。

なお、詳細につきましては、また部長の方から必要であれば答弁をさせていただきます。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） 地元住民、利用者にとって、市民にとって愛着の持てるような公園をということでご答弁いただきましたけども、愛着を持った公園をつくるためには、市民の意見は聞かなくてもいいということでございましょうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） 前回の議会の中で1月ということでお答えしておりまして、遅れましたことを大変申しわけなく思っておるところでございます。整備いたします公園につきましては、主な施設として多目的広場、それから散策路、それから駐車場、トイレ、そういうものを考えておるところでございます。それで、平成19年度の整備事業として実施計画、それから造成工事をいたす予定で、予算として5,000万円を計上しておるところでございます。現在、そのことで整備するに当たりまして問題点、課題点の整理、検討をいたしておるところでございます。できるだけ早く関係住民の方の声を聞くということに努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） できるだけ早く、予算組んで予算を実行する段階になってですね、今からできるだけ早く、もう時間、平成18年度もあと、今日を入れて16日しかございませんけども、その中で地元の方々の意見を聞いてですね、そしてそれを設計の中へ反映させろと、それで公園の建設ができるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） 今年度から来年にかけて地元の計画を聞いていこうという予定にいたしております。内部でも検討いたしておりますのは、1つはランニングコストでございまして、財政が本当に厳しい中、公園をつくって、それを維持管理をしていくということで、平成19年度の予算編成についても随分と維持管理費等が改めて、市域全体から見ても削ることが必要であるというような中で、絵にかいておりました高雄公園、そういうものをもっと整備あたりを削減する方向での整備ということで、改めてこれからどのくらいの費用がまた新たに高雄公園に毎年整備費として要るかということをお考えまして、本当にお約束しておったこと、遅れておりますけども、全体的な計画の中では遅れないように整備していきたいと、そういうふうに思っておりますので、本当に、先ほど言いましたけども、早い時期に話し合いをしたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） 地元では公園を今の財政状況でつくって、それだけの金をかけてもいいのかというような声も多数上がってきております。そういうことでですね、やはり公園をつくと、つくらなければならないというような状況にあるということであればですね、もっと早目に、概略計画ができた時点でも、そんなに詰めた計画ができてなくても、やはり地元にもちょっと話をするぐらいはされとってよかったんじゃないかなと思います。それで、今後高雄公園について計画どおりつくられるということでございますので、今部長の方からもお話しがありましたように、やはりランニングコストのかからない、そして市民に愛される公園をつくっていただきたいと思っております。これで私の質問を終わります。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

次に、13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

公明党太宰府市議団は、市政報告会を兼ねて今市民との語る会を実施いたしております。こうした中で様々な意見があるわけですが、子育て支援から財政問題まで様々なご意見、あるいはご要望また貴重なご提言等をいただいております。特に地域に関する要望が数多く出されました。その都度建設課や環境課など関係する所管課に要望を伝えまして、補修工事などの対応を迅速にさせていただき感謝をいたしているところです。しかし、すぐに対応できない難し

い諸課題も数多くあります。かといって、いつまでも放置をしておくわけにはいきません。そうした諸問題の解決策について市長のお考えをお聞きするものであります。

第1点は、五条交差点についてです。

このことについては執行部の方も十分に問題意識をお持ちのことを承知の上でお聞きをいたします。平成16年3月に県事業として拡幅工事がされました。その後、翌年10月に九州国立博物館がオープンをし、当初予測された入館者を大幅に超えました。私どもとしては、観光客がたくさん訪れてくれることは経済効果の波及が大きく歓迎することでもあります。しかし、一方では交通渋滞に拍車をかけるなど負の面もあらわれています。その象徴が、あるいは五条交差点ではないでしょうか。特に市役所方面から君畑方面への右折信号設置などの声が多く寄せられております。このようなことについてどのような認識を持ち、どのような解決策を考え、県に要望等をなされようとしているのか、市長のご所見をお聞かせください。

また、五条駅から五条駅入り口信号までの市道は、人通りや交通量が多い商店街であります。市民にとっても生活道路としても欠かせない道路でございますが、道幅も狭く歩道も一部ありません。たとえ歩道があったとしても歩道に車が乗り入れたり、事故が起こらないのが不思議なくらいです。市としてこのまま放置をしておくのか、それとも歩道整備など何らかの解決策を考えているのか、お聞かせください。

第2点は、昨年12月議会でも質問をいたしました。県道筑紫野・古賀線の4車線の拡幅工事であります。

答弁では、県が地元に対して計画説明があったとのことでした。しかし、周辺市民の多くは説明を聞いていませんでした。平成19年から平成24年までが第1期工事、その後も拡幅工事が続く予定であることをお聞きいたしました。かなり大がかりの工事になります。そうしたことから市民に対して、特に周辺住民に対しては十分なる説明が必要と考えます。県への要望等も含めて今後の説明会の見通し、あるいは予定についてお聞かせください。

第3点は、高雄地域についてお伺いをいたします。

高雄地域については様々な課題が山積しており、何回も質問をさせていただいています。その中で市長初め関係者の努力によって、家の前・今王線の開通や高雄中央通りの拡幅工事など、幾つか改善もなされてきております。今後とも高雄地域のまちづくりに努めていきたいと考えています。そこで、今回も幾つか質問をさせていただきます。

最初に、高雄公園の整備についてお伺いをいたします。

先ほども質問がありましたが、高雄公園については、平成19年度から整備に取りかかると伺っております。市民に喜ばれる公園ができることを期待いたしております。近隣住民からは高齢者等の健康生きがいがづくりとしてグラウンドゴルフやペタンク等ができる多目的の広場も整備してほしいとの切実な声が寄せられています。今後住民の意見を聞かれるとのことですが、こうした要望にもこたえていただきたいと考えていますが、市長の所見をお聞かせください。

次に、高雄地域の道路の舗装、側溝整備についてお伺いをいたします。

道路の舗装、側溝整備については、市内全域にかかわることでもあります。予算のこともありますが、この地域については、私が初当選をした平成7年から住民の要望をお聞きしております。中でも高雄台の住民は、下水道工事が終わった後仮舗装のまま放置がしてある、本舗装をするようなことを言っていたが、いまだに放置がしてある。側溝も未整備のところが多いなど、市に対する不満は強いものがございました。私が今紹介した市民の声は12年前のことです。ところが、12年たった今でも改善の跡は見られず、そのまま放置をしてあるところがあちこちにあります。今後の見通しについてどのような計画をお持ちなのか、お聞かせください。

次に、高雄地域の防犯施設の設置についてお尋ねをいたします。

国は国家公務員の削減を打ち出していますが、安全・安心を重視して警察関係の人員のみは増員をいたしております。高雄地域の担当は、太宰府駅前の交番と聞いております。高雄地域にも駐在所か交番の設置を求める声もあります。市として必要性を考えているのか、こうした住民の声がありますが、県に要望等を出される考えがあるのか、お聞かせください。

次に、高雄地域に開設いたしました家の前・今王線の交差点についてお尋ねをします。

まほろば号を通す目的で新規に道路を開設いたしました。今は生活道路として使用され、とても多く利用されております。見通しのいいところではありますが、逆に事故を心配する声も多くあります。高雄中央通りも平成19年度末に全面的に拡幅をされる予定でございます。こうなればさらに車の量が増え、スピードを出す車等で事故の危険性はより高まってまいります。市はどのような認識をお持ちなのか、また信号設置などの対応策や何らかの危険防止策を考える必要があると思うが、市のお考えをお聞かせください。

第4点目は、高齢者等のアクセスの確保についてお尋ねをいたします。

まほろば号が市内を巡回していますが、利用をされている高齢者等には好評を得ています。しかし、道幅が狭くてまほろば号が通らない地域もございます。観世団地、連歌屋、万葉台などの地域は、坂が多く高齢者は幹線道路に出るのに大変苦勞をされています。家に閉じこもりになると認知症や病気になるペースが速くなり、介護保険や医療費の増加にもつながります。また、採算ベース等を考えると、まほろば号にこだわらないもっとコンパクトな車両、バスの導入が必要ではないかと考えます。今後、高齢者等の交通アクセスは今まで以上に求められてきますが、市長の所見を求めるものであります。

最後に、御笠川の整備についてお伺いをいたします。

通古賀等の区画整理とあわせて御笠川改修工事が着実に進んでいます。どのような新しいまちが形成されるのか、期待をしているところです。市役所裏の御笠川沿いの遊歩道は、春になると桜並木、秋にはコスモスの花と、市民の憩いの道になっています。昨年でしたか、新聞でも大きく報道されました。通古賀の御笠川改修工事に合わせて桜等の植樹がなされ、市役所裏の遊歩道と同じように市民の憩いの場所を望まれている方もいます。市長のお考えをお聞かせください。あとは自席にて再質問をさせていただきます。

○議長（村山弘行議員） ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（佐藤善郎） ただいま清水議員から市政各般にございましたが、まず五条駅周辺の整備についてでございますが、市民を初め学生の往来が多く、当市の重要な拠点の一つでございます。信号あるいは道路整備だけではなく、駅前の広場の公益的な面での整備が必要じゃないかと考えておるところでございます。今後十分調査研究を行っていきたいと思っておる次第でございます。

なお、周辺整備、具体的な問題につきまして詳細は、担当部長より説明をさせます。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） ご質問についてご回答申し上げます。

五条信号より五条駅入り口信号までを、平成15年度県事業により車線の拡幅及び歩道の整備がされたところでございます。右折信号につきましても県那珂土木事務所と筑紫野警察署と協議、調整されたところでございますが、五条駅入り口信号との区間が近く設置できないということございました。

次に、五条駅までの歩道の整備につきましては、平成13年度五条駅前通り道路予備設計をいたしたところでございますが、五条駅入り口の交差点が変則交差点であることや、道路拡幅につきましても用地費及び補償費が高額になるところでございます。五条駅周辺は市役所、中央公民館、観世音寺等の施設がございまして、まほろば号の拠点として、市民、観光客、学生の往来の多いところがございますので、市にとりまして、先ほど市長が言いましたように重要な地域でありますことから総合的な計画を今後整備、検討してまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 次に、県道筑紫野・古賀線の拡幅事業についてご回答申し上げます。

県道筑紫野・古賀線でございますけれども、筑紫野市を起点といたしまして、古賀市に至る全長約33kmの主要地方道でございます。国道3号線のバイパス的な機能を有するものであると思っております。沿線には大規模な流通施設がございまして、貨物車両の増加、さらには大型の商業施設が進出いたしまして通行量も増加するなど、交通需要というのは今後ますます増大していくものと考えております。このことから、全区間にわたりまして県事業として4車線に整備改良等が始められ、現在順次整備が進められておるところでございます。

太宰府地区の整備につきましては、担当部長より詳細について説明をさせます。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） ご回答申し上げます。

県道筑紫野・古賀線は、平成18年7月31日筑紫野市吉木地域が完成いたしまして、延長3万2,960mが全線開通したところでございます。そのことから本年度県那珂土木事務所より、宇美町境から松川ダム、太宰府大橋前の交差点まで延長2,200mの道路改良工事が計画されたところであります。その概要は、現況幅約12mの2車線を3.5mの両歩道を含む23.25mの4車線にするもので、平成18年度に測量設計、平成19年度から平成21年度3カ年で用地協議、用地買収、平成22年度から平成24年までの3カ年の工事で、7年間の計画年度で実施したいということとございました。そのために平成18年の8月22日、23日に北谷区、松川区の役員の皆さんに、それから9月7日、8日に地権者への説明会を開催いたしまして、事業概要と今後のスケジュールに合わせて、測量の立ち入りについて了解を得たところでございます。そのようなことから、市といたしましても県那珂土木事務所と道路計画案について、地権者はもちろんのこと、地元関係者の理解が得れる内容となるよう協議いたしまして、道路が確定する、そのときになりましたら工事前に地域住民の皆さんに十分なる説明をいたしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 次に、高雄地域のまちづくりについてでございます。ご回答申し上げます。

昨年の3月に家の前・今王線が開通いたしまして、今後ますます利用者が多くなると思っております。現在は、高雄中央通り線を整備中でございますが、また平成19年度からは高雄公園を整備することといたしておるところでございます。このことは、第四次太宰府市総合計画後期基本計画に沿いまして、順次整備いたしておるところでございます。

また、市民の安全・安心を確保するために交番の担う役割は重要である認識いたしておりますが、ご質問の件につきましては検討いたし、できるだけ対応いたしてまいるところでございます。

なお、その計画等につきましては、担当部長から説明を申し上げます。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） ご回答申し上げます。

1点目の高雄公園につきましては、今回整備する主要な施設につきましては、多目的広場、散策路、駐車場、トイレと考えておるところでございます。

ご質問のグラウンドゴルフにつきましては、計画にあります多目的広場を利用させていただくことが可能ではないかと考えておるところでございます。

続きまして、2点目、道路舗装、側溝の整備につきましては、初期に造成された住宅団地で道路狭小でふたのない側溝の道路につきましては、計画的にふたつき側溝にかえ、同時に舗装の改良を行ってまいったところでございますが、平成15年の災害以降、市の予算が緊迫いた

し、現在は破損箇所の補修の予算となっておりますのでございます。今後、予算の確保に努めまして、順次道路の整備、側溝の改良に努めてまいりたいと思っております。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 3点目の駐在所及び交番につきましては、現在市内には太宰府交番と水城交番の2カ所が設置されております。これらの施設は、警察署の下部組織で地域住民の相談に乗ったり、様々な事件に現場で即対応できる体制がとられているもので、市民の安全と安心を守るためにはなくてはならない施設であると認識いたしております。

なお、平成15年8月には駐在所や交番の再編が行われまして、人員の配置やミニパトロールカーを配置するなど、機動力の強化が図られております。これらのことから交番の新設については、予算や人員配置の問題等もあり難しい状況のようでございます。しかしながら、交番の設置要望の件につきましては、地元関係者と協議いたしまして、関係機関に伝えていきたいと考えております。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） 昨年度開通いたしました家の前・今王線と高雄中央通り線の交差点につきましては、信号機設置の申請をいたしております、現地立ち会いをいたしておるところでございます。高雄中央通り線が現在拡幅工事中でございます、高雄中央通り線の工事完了後、再度筑紫野警察署と立ち会いをすることになっておりますので、これからも強く設置を要望してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 高齢者等の交通アクセスの確保についてのご質問でございますが、新たな交通システムの導入についてのご提案がございました。まほろば号にかわるコンパクトバス、これは仮称でございますが、導入につきましては運行経費あるいは利用者数等を含めた費用対効果などの調査研究を行ってまいりたいと思っております。

なお、詳細につきましては部長から答弁をさせます。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） ご提案のコンパクトバスの導入の件でございますけれども、先ほどの関係議員さんからのご質問に関係もするんですけども、現在のまほろば号、この現在の運行を全面的な見直しを行いたいと思っておりますので、まずこれらを優先しながら今後の検討というふうにしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 御笠川の整備の点につきましてお答え申し上げます。

ご質問の地域は、御笠川改修に伴いまして、本市では国の都市再生事業によりまして民間施の区画整理事業を援助いたしまして、市街化区域への都市計画決定をいたしまして、まちづ

くりを行っておるところでございます。ご質問の御笠川沿いあるいは周辺の植樹につきましては、県と十分協議をいたしてまいりたいと考えております。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 多岐にわたっての質問でございます。時間が限られておりますので、一括答弁をしていただきました。これは、本当に様々な形の中で市民の方、いろんな意見はあるわけですが、やはりこれは議会で取り上げる必要があるのではないかと、こういう思いでちょっと項目が多くなりましたけども、質問をさせていただいたところでございます。

そこでまず、五条駅の交差点についてご答弁をいただきました。

まず、先ほどの答弁では五条駅入り口の信号との関係で右折信号は無理だと、こういうことで警察と那珂土木との協議でそうなったと。あそこには交差点があるわけですが、道路そのもの自体、要するに、右折の幅を確保しないと右折信号の設置は難しいということですが、あの交差点の道路そのもの自体は右折信号ができる状況を整えていると、五条駅の入り口信号は、何とか改良できればこの拡幅とかという必要はないですよと、そういう認識でよろしいわけですね。あくまでも五条駅入り口の信号だと、そういう形で思ってよろしいんですかね。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 改良工事をいたしますときに、梅大路の方から来る道路、それと観世音寺の方から来る道路の中心線、こういうところがあっていないということで、そういうところも改良して、現在での形になっておったということでございます。それで、以前にもそういう質問がございましたので、那珂土木事務所の方と協議いたしましたら、やはり五条駅入り口が五条の交差点と余りに近いために信号機、そういう右折の信号を出すということで、現在でも使えるのに出してもいけないという状況が発生するというので、現在のところできないという回答でございました。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） まず、確かにそういう問題があってもいけないんだらうと思うんですね。そこで、いろんな形で非常に、私もそれは十分承知しているわけですが、できないということではあるわけですが、これは何とかせないかんという問題ですね、心臓部ですから。要するに、五条駅の入り口の信号が問題であれば、ここを何かしなくちゃいけないという形になってくると思うんですが、その辺の市としてこの信号、五条交差点の信号との兼ね合いの問題、これを解決しなきゃいけないということになってくるわけです。その辺について、先ほど市長は総合的という話もあったんですが、五条駅周辺という形もあるわけですけど、その辺も含めて今後やっぱりそこを何らかの形で改良、要するに改良か何かしないと、この五条交差点の右折信号、要するにこんな形は難しいということで、その辺は認識されて、市としてやっぱり何とかしようという思いはあるのかどうかですね。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） 話がちょっとまた、それるということはないんですけども、五条駅の今の駅前広場、まほろばが回転しておりますけども、それを筑紫野・古賀線に今度バスを出すというような計画を今回随分検討する中で、やはりそれを踏切、それからバスの発着ができるのかということで、あわせて先ほど五条駅入り口の交差点も含めて、あそこが斜めに駅から交差しておりますので、短大通りから来る道路、そういうものも含めて抜本的に改良しないと、基本的に五条駅入り口から、また変則にどんかん道というところに行っておりますけども、あそこを基本的に直角になるような交差点、そういうものを整理していかないと今のところ扱えないということで、筑紫野警察署の方もそこのところが解決しない限り、抜本的な道路の渋滞、そういうものの整理にはならないということ。また、改めて今回そういう指摘もございましたので、先ほど市長が答えましたように本当に調査研究して、この道路法線なら、道路信号機設置ならできるところを、ひとつつくり出していかないかんというふうに考えて、今はそれをいつと言うことはできませんけども、近い将来調査、検討していきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） あわせてあそこの五条駅入り口から五条駅まで行くあの道路ですね、狭い、そして歩道がない、セットバックしてもらおうかどうか、ほかの方法のことも考えなくちゃいけないということになるわけですが、すぐ簡単に、はいというわけにはいかんと思いますけども、その辺も含めて調査研究をするということによろしいですかね。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） そうなるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） これは、第四次の総合計画の中には盛り込まれておりませんが、それをやるとなれば、その五次の総合計画に入るのか、それとも新たな形での、市としてのこの計画という形になるのか。その辺のところをちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） そういう事業をやるということになれば、やはりその財源の問題と、それからもちろん国の補助事業、そういうものを、メニューを選択してするということになると思います。それで、調査研究してそういうものが決まりましたら、次期の総合計画あるいはどうしても取っかかりが、タイミングというものがございますから、そこは、先ほど言いましたまちづくりの重要な拠点というようなこともご理解いただいて、そういうタイミングで進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） それで、五条駅入り口の問題が、これはちょっと遠い話になるんです

が、なったとしても、一応解決したとしても、じゃ実際にそこでこの交通渋滞が解消できるかという問題もあるわけですね。恐らくいろんな問題があって、そう簡単に五条駅のあれが整備できて右折信号ができたからということで、交通渋滞が解消するとは思わないんですが、市の方としてですね、いろんな、様々な交通渋滞を解消するために、私はこの五条の交差点が一つの大きなシンボルと思っているんですが、ここがスムーズにいくようにするためにはどうしたらいいかという問題もあるわけですね。言うならば、たくさん観光客がお見えになる時期もあるし、そういう対応等もしていかなきゃいけないんですが、問題は一つ、県の方に要望等も出しておられますが、一つはやはり駐車場が不足しているという問題があるろうと。総合計画の中には、まず県に要望を出されている問題として、国立博物館に700台分ぐらいの駐車場を確保していただきたいということで、九州国立博物館の設置に向けての要望書の中にあるわけですが、現実的には九州国立博物館には215台、そして大型バスが9台、こういう形になっております。

総合計画の中には新たな観光用駐車場の整備という形があるわけですので、この要望書あるいはこの後期基本計画を策定した段階と国立博物館がオープンした、要するに平成16年の国博がオープンする前は、3年間で約60万人ぐらいじゃないかという予測を見ておられますね。その辺で駐車場が2,000台ぐらいしかないという認識の中で、七、八百台ぐらいが不足しているということで、国博が200台ぐらいを確保したわけですが、市として今どの程度この駐車場が新たに必要と考えているのか。要するに、国博がオープンしてですね、その辺のところ、この辺の問題とリンクしているわけですね、五条の交差点の問題の交通渋滞を解消するためには。そういう意味において、いろんな形で五条駅の周辺を整備したとしても、駐車場が不足していけば同じようなことが起きるとということで、この総合計画にある、何台ぐらい大体不足しているか、その対応策についてどのように考えておられるかということも、ちょっとあわせてお聞きしときたいなと思っています。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 駐車場の整備につきましてですけども、ご承知のとおり、今現在の駐車場といいますのが天満宮が1,500台あるいは個人で、いわゆる民営でされているのが700台前後と、博物館が230台、これが今通常きちとした駐車場としての状況なんですけども、合わせますと約2,400台でございます。例の国立博物館の開館時相当な渋滞を起こしまして、いろんな臨時駐車場あるいはパーク・アンド・ライド方式をやりました。一番最高時で5,100台を確保いたしました。この数字が本当に正しいかというのが非常にまだ難しい問題でございます。まだまだ不足という判断はいたしております。しかしながら、市行政だけでこれだけの駐車場の整備というのは限界がございますので、今後ともそういう民間あるいは関係機関等も調整しながら、できるだけ多くの駐車場の確保については努力をしていきたいというふうには思っております。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 五条駅の交差点の解消に関しては、交通渋滞の問題、駐車場の確保、それから新たな交通アクセスの問題、様々な問題が膨らんでおりますので、またこれは追って時間をかけてじっくりと質問をしていきたいと思っております。

第2点目に入りますけども、先ほどの県道筑紫野・古賀線の問題で、その住民に説明をしていきたいということで、工事着工前というご答弁をされました。当面は地権者と役員関係に対しての説明であるということですが、もう少し繰り上げて、工事着工前となってくると、平成22年から工事に着工するという形になるわけですが、いざ着工するようになってきたときに大きな問題が起きて困るわけでございますので、ある程度計画がなされておれば、どの程度かわかりませんが、やはりきちっと事前に説明をしておく、早目に説明をしておく必要があるんじゃないかと、こういうぐあいに考えているわけですが、この辺のもう少しの早目の説明というのはできないんですかね。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） できるだけそういう対応をしてみたいというふうに思っておりますが、まだ今地権者段階の協議でございまして、地権者の了解を得て、測量が終わりますと大体それで法線等が確定いたしますのでですね、その時期には、県の協議も必要かと思っておりますが、できるかなというふうに思っております。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 今の県道筑紫野・古賀線が新たに開通するときにも、住民の方々が大変な不安というですかね、そういうことを感じられて、かなりの反対運動も起きたという話も聞いておりますので、そういうことがないように、できるだけ早目にですね、説明をしていただきたいと、これは要望をさせていただきたいと思っております。

高雄公園に関しましては、グラウンドゴルフあるいはペタンクが今の多目的広場で使えるんじゃないかということで、可能であるということのご答弁をいただきましたので、ここはその部分で納得をさせていただいております。

それで、高雄地域、これは市内全域の予算の確保に努めていきたいということで、ここだけの問題じゃありません。要するに、舗装の問題あるいは側溝の問題というのは一番要望等が強いわけですが、下水道工事が終わった後、昔の話ですが、その本舗装をするためにお金が上下水道の方から市の方に来て、本舗装をしなくちゃいけなかったんですが、それらあわせた形の中で、その本舗装だけでなく側溝整備とあわせてやっていったので、なかなかそういう意味で全部ができなかったという問題があるわけですね。そこで、仮舗装で終わっているわけですが、この部分に関しまして随分期間が長くなってきて、見てみますとあちこちあちこち、やっぱり補修しなくちゃいけないところがたくさん出てきよるわけですが、これは大体どの辺までもつんですかね。車の交通量の問題だとか様々あるわけですが、私が聞いたのが12年前の話で、その前の話なんです。これをいつまでも放置しといていいのかなという思いもするわけですが、大体仮舗装というのは大体どの程度まで許されるんですかね



え。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 家の前・今王線が開通しまして、特に高雄台の団地を意識してちょっと見るようになりまして、ステップワゴン車で行きますと、とにかく頭が揺れて、ちょっと悪いなあと、改めてちょっと思ったところでございます。先ほどおっしゃいますように、本当にそういうバスが通るからするというわけじゃございませんけども、本当に通すならせないかんところだなあとということで、特にバスの幹線道路とかはですね、していかないかんという状態は認識しておりますけども、先ほど言いましたようなことで、以前につきましては順次特別予算枠でそういう側溝とか、そういうものをやっていくというようなこと、市土木でも割かし潤沢な予算がありましたのでですね、そういうところでやってきたということでございますけども、そういう時代じゃなくなってきたということでございます。どうするかといえば、そういう予算をとって極力努めるという回答しかございませんけども、そういうものは認識いたしておりますので、できるだけ努力してまいりたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 家の前・今王線が開通しましてですね、今高雄中央通りの工事をやっています。あそこのひまわり台かどっかに資材置き場か何かが、青山の、太宰府高校からちょっとのぼったところに資材置き場というか道路、山みたいなのがあって、今山が削られてなっているわけですけど。非常に交通量が多くなってきてましてですね、途中までは舗装してあるような感じがするんですが、部長おっしゃいますように、まほろば号が通る通らないは別にしてですね、あの大きな幹線道路の部分に関してはですね、やはり早急にやる必要があるんじゃないかなと、車の量も多くなりましたし、家の振動等もあるということもあります。まほろば号がさらに通るようになれば、そういう問題も起きてくるわけですが。五条の交差点から天満宮の駐車場に向かうところを本舗装されましたね、舗装というか、あれは去年の12月にしていただきまして、あれは周辺住民の方々は、あの舗装をするだけでかなり振動がやわらかくなったということで非常に好評なんですね。あれは、地方道路臨時整備交付金を活用して、お使いになったということでございますので、予算の確保という問題もあるかと思いますが、市単独では難しいかもわかりませんが、そういった知恵を使いながらですね、やっぱり早急にあの部分だけでもやる必要があるんじゃないかなという感じを持っているわけですけど、そういうお金は出てこないんですかねえ。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 努力していきたいということでございます。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） それは、今先ほど信号の問題ですが、家の前・今王線、これ警察立ち会いということで、要するに信号を設置する方向で警察とやりとりをしているという答弁かなと思ったんですが、ちょっとその確認の意味で。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） そのとおりでございます。ただ、いつつくということについては、お約束できないということでございます。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 交番等の新たな設置というのは、非常に予算上難しいというご答弁がございました。しかし、部長の方からは地元関係者と協議をして、そういうことで必要であれば県の方にも伝えていきたいというご答弁でございましたので、よろしくお願いをしたいと思っております。

4点目の高齢者等のアクセスについてですが、当面はまほろば号でやっていくということの問題があります。先ほどからまほろば号に関する採算性の問題等も言われてきております。そういうことで市民の声の中で、結構ですね、必ずしも採算の問題からいったときに乗車客が非常に少ない部分もあるし、やはりもう少しそういったコンパクトの車両であれば結構狭い道等も入っていけるのではないかとということで、お金の使い方の問題ですね、予算の使い方の問題ですが、そういったことも視野に入れて、要は市民が快適にこの交通アクセスを使っていくという形が大事でございまして、この辺のことも視野に入れながら、このまほろば号の見直しをやるにしてもやっていっていいんじゃないかというような声もあるわけですね。福祉バスのものなのか、ミニバスなのか、そういうこともあるわけですが、今後費用対効果という問題と、そういった高齢者等の交通アクセスの確保と、こういった点から言っていくときに、その辺のところも視野に入れて、まほろば号も含めた形の中で検討をしていく必要があるんじゃないかなと、こういう思いをしているわけですが。先ほどは、当面はまほろば号の全面的な見直しで、その後の検討事項だというご答弁でしたけども、今回間に合うかどうかわかりませんが、そういった声はかなり多くなっています。

私も改めて思うんですが、非常にやっぱり、男性も含めてかなり高齢者の方々が増えてきたなど、こういう感じをですね、肌で感じております。そういう中でですね、やっぱり医療費だとか介護保険だとか、そういう形がどんどんどんどん、認知症とか病気とか、特に介護保険が導入されて、家に閉じこもり、そういう形になってはいけないということで、いろんな施設等に連れていかれるようになって、そこでサービスを受けることによって、軽目の要支援だとか要介護1の方々の重度化が極めて大きくなってきたと、ひどくなってきたと、膨らんできたというような問題もありますので、こういった形でできるだけ多くの人たちが家に閉じこもりにならないためにもこういった今後の、ただ単にバスだけの問題じゃなくて、そういった部分も含めた形での検討というのも必要じゃないかなあと、私は感じるわけですよ、どうでしょうかね。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） このコミュニティバスを運行開始をいたしましたときの趣旨、目的というのがございます。清水議員さんにご質問なさってますとおり、この一つに高齢者の方々

あるいは体の不自由な方の一つの足となって、このバスを利用していただくという大きな目的がございます。今現在のまほろば号のこの路線と申しますのは、基本的には幹線道路を中心に日々109便を運行いたしております。ご提案の東観世団地あるいは連歌屋の部分あるいは万葉台というのがございますが、確かに数年前、例の市長と語る会、各小学校区を巡回して市長に直接意見をいただいた部分がございますが、そのときにもですね、この地域以外には国分台あるいは大佐野台、そしてつつじヶ丘のもう少し上の方と、いろんなところから細かくまほろば号の運行をお願いしたいという要望がありました。しかしながら、先ほどの質問にも関連しますが、やはり要望があったからすぐ走るといふわけにはなかなか、やはり採算性の問題、経費の問題がございますので、どうしても検討せざるを得ないわけです。当然ながらこういう高齢化が進む中であってですね、高齢の方々の足の確保というのは重要なことでございますので、いずれにしても今後市長が申しましたとおり、いろんな先進地もございまして、調査研究をしながら新たな交通システムの導入については検討をしていくということを考えております。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 最後になります御笠川の整備事業につきまして、これは県の事業、区画整理等もありまして、県との協議をしていきたいということでございますので、ぜひ検討をしていただきたいということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時53分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 通告いたしております3項目について市長に回答を求めます。

初めに、太宰府市同和対策審議会の廃止を要求する質問項目です。

昭和51年7月5日、条例第458号に基づいて設置され、その間様々な同和対策事業に取り組んでまいりましたが、同和問題に関する特別措置法が平成14年に廃止され、暫定的な事業のみ実施されておりましたが、終結に向けた方針が明らかになり、あらゆる同和対策事業は廃止する、一般対策に移行すべきものとして、再三国、県からの通達等が行われておりますが、法的な根拠のない同和対策事業の総合的政策について審議する、その結果を市長に答申するとした条例は必要ないと思っておりますが、廃止をいつ行うのか、回答いただきたい。

島根県や福岡県でも廃止宣言が行われておりますが、この廃止に当たって、条例制定から今日まで31年間にわたって同和対策事業、ハード面、ソフト面、その間に太宰府市行政が一般財

源を初め補助事業等、対策事業に支出した市民の税金は大変な額でありますので、そういう税金を支出をし、同和対策事業を終結をさせる、こういう金額を明確に明らかにして、市民の理解を得る必要があります。ぜひ市長に同和対策終結宣言を含めた回答を求めます。

2項目めは、再三議会でも補助金等の問題になっている、かかわりがあります太宰府市人権センター条例や審議会の廃止を行う必要がありますので質問しますが、やはり、昭和63年12月20日、同和対策特別措置法に基づいて南隣保館、南児童館、南体育館の建設を行ってまいりましたが、運動団体はこの施設は解放センターと位置づけて、運動団体の拠点として使用してきたことは事実です。その後、人権という名のもとに人権センターとして、法律が終わった後平成17年に条例改正を行ってまいりました。特に問題点は第1条です。南隣保館や児童館が設置されている地域は、行政みずから同和地区を宣言していることです。部落差別をなくすべき自治体、議会が承認していることにもつながります。また、この条例がある限り、第3条に基づいて、解放運動団体の要求に基づき様々な事業、研究、実態調査、市民を対象とした同和問題の啓発、運動団体の自主的事业に対する育成事業の名のもとに補助金の支出根拠にもなっております。法的根拠がなくなり、第1条、第2条、第3条、第5条の廃止、見直しを要求します。人権問題は、同和問題だけではありません。この条例は、同和対策を基本にしておりますので、廃止、見直しを要求しますが、市長の回答を求めます。

最後の質問は、政府の定率減税半減、廃止、これによって保育料に大変な影響が与えられますし、また市民の負担にも大きな問題になっておりますが、特に保育料の引き上げをやめ、条例の改正を求める内容です。所得税の定率減税半減により、収入は増えないのに保育料が高くなる状況が発生します。夫婦で年間収入が380万円の収入しかない3歳未満児の保育料は現在月3万円、ところが定率減税の半減によって所得税が7万2,000円にもなり、保育料も月4万5,000円、1カ月当たり1万5,000円、年間17万円以上も負担増加になります。

厚生労働省が定率減税の半減による負担増に対して是正する通知を出しましたが、第4階層では6万4,000円未満を7万2,000円として月8,000円、また最高階層である第7階層では5万1,000円と市民税増税分の改正を通知いたしております。実際には定率減税半減による父母の負担は、特にこの第4階層、第5階層の方々に大きな保育料となることは明らかです。このような保育料について決定は内部決済で行われており、議会で議論や審議ができません。年間収入380万円の場合、給与控除後の所得は250万円であり、生活していくのが精いっぱいですが、年間の保育料が53万4,000円、給与収入の保育料は給与控除後の部分で見ますと21%になります。お二人のお子さんがおられるならば年間収入の27%を超える結果になります。月の収入20万8,000円、こういう状況では子育て支援どころか、より一層負担を押しつける結果になり、こういう状況では保育料の滞納増加につながると考えられますが、階層区分の改善を、条例や規則を見直し父母負担の軽減を行うことを求めますが、市長の回答を求めます。

再質問については自席で行います。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 太宰府市同和対策審議会の廃止に対するご要求の質問でございますが、ご承知のように平成18年12月28日付で福岡県同和対策調整課長からの平成19年度以降の同和対策事業の通知につきましては承知いたしております。本市では、市独自で同和問題に関する特別措置法が失効した平成14年を境にいたしまして同和対策事務事業評価検討会議を設置いたしまして、事業を廃止するもの、継続するもの、一般財源へ移行するものなど44の事業につきまして、その方針に沿った見直しを図っているところであります。

ご質問の同和対策審議会の廃止であります。同和対策審議会条例の中の審議会は、同和対策事業の総合的施策についての諮問機関として設置されておるところでございます。したがって、常時本審議会が設置されていることではなく、市長が審議を依頼し答申をいただきたいときに開催されるようになっておるところでございます。現時点では休止中であり、平成13年度に太宰府市民に対しまして、同和問題に関する市民意識調査を行ってきた結果が出ております。依然として結婚問題を初め、心理的差別意識は根強く残っているという結果が出ておるところでございます。地対財特法の失効によりまして、国の財政上の特別措置としての同和対策は終了いたしましたところでございますけれども、これが同和問題への取り組みを終了することを意味するところではないと考えておるところでございます。こうした残された課題につきましては一般施策を活用しながら、今後とも同和問題解決に向けた施策を推進していかなくてはなりません。このためにも同和対策事業の指針をいただくためにも、同和対策審議会は今後とも継続していく必要があるんじゃないかと判断いたしております。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今市長からですね、国や県の通達は理解しているということで、内部的には44の事業を見直し、そういう状況だが差別問題があるから、市長として今休止中だが必要だということですが、本来、国の法的通知や廃止が決定された、国でもないという形で総務省大臣官房地域改善対策室がはっきり言って同和対策は終結をしましたよと、国も一切解散をしますと、ただし暫定的な問題についていろいろ出してきたんですが、今年の福岡県の通達を見ますとですね、同和地区の保健対策事業は、早よ言えば市の行政と同じようにしなさいと、それから家庭支援推進保育事業、ただし保育料の減免など行っていますが、これも一般対策に移行しなさいと、それから同和対策事業、この推進を全廃、それから地区改善対策事業も廃止、それから地区道路整備事業も廃止、それから地域改善対策事業も下水道だけは平成14年から10年間は括弧つきで内部検討をしているようですが、特に子ども会、少年団体育成事業も一般対策、それから人権教育推進事業も一般対策移行、こういう通達が出されておまして、今市長が休止中だがということですが、福岡県では福津市が12月までで、これまでの事業をあれして審議회를解散、正式にしましたね。

県では完全に終結したというのが島根県ですが、福岡県もそういう状況の中で、こういう同和対策審議会を見ておまして市長が諮問する必要ないんじゃないかと思うんですが、まだ市長としては残しておく必要があると今答弁されたんですが、同和対策審議会の目的は、同和対

策事業の総合的施策に関することを市長に答申をするんです。事業がないのに審議会をいつまでも置いておく必要はないんじゃないでしょうか。だから、差別問題が出たときにその審議会に答申をしてやるとかというのは、また別な問題で法務局がありますから、だから明確にしないと、いつまでも引きずっていく方向になるんじゃないでしょうか。その辺はどうですか。

○議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 先ほどからるる県の方から出ております同和対策事業の調整課長からの連絡でございますが、現在ですね、県はですね、各市町村に関係のある補助事業中は検討中であるというふうな形になっております。その動向を見きわめながら、先ほど市長が答弁いたしました市独自の同和対策事務事業評価検討会議において、さらなる検討を加えていきたいというふうに思っております。

それから、この同和対策事業の、いわゆる地対財特法が切れまして、ご案内のとおり平成14年3月31日をもちまして失効をしたわけでございますが、その法の失効が即同和問題の終結という形にならないわけでございます。そうしたことから、私どもは平成13年11月に、今問題となっております太宰府市同和対策審議会に本市における同和対策のあり方と、まさに法が切れた後の同和対策のあり方について諮問をしたわけでございます。その審議会ではですね、我々が平成13年に実施をいたしました太宰府市同和問題実態調査の結果資料等をもとにですね、1年間に及びます慎重審議を経まして、平成14年11月に答申が出されたわけでございます。本市といたしましては、その答申を受けまして基本計画、太宰府市人権同和政策基本方針というものを平成15年3月につくりまして、いわゆる今るる出ております法切れ後の同和対策のあり方をどうするのかと、それを受けて平成16年1月には太宰府市人権同和政策の基本計画というものを策定をいたしまして進めているところでございます。

もう一点はですね、「21世紀・人が輝く太宰府のまちづくり」といたしまして、第四次の太宰府市の総合計画後期基本計画の中に、よくご存じとは存じますが、この後期の基本計画は平成18年度から平成22年度にかけての総合的な課題を整理したものの方向性を出した部分だというふうに理解しておりますが、その中の38ページに、人権の尊重と同和対策の充実という形で平成18年度から平成22年度にかけて基本方針としては云々という形を入れておまして、計画の目標の中には5本の柱を立てて、それに向かって本問題の解決に努めていくという形になっておるわけでございます。そうしたものを、その解決をしていく段階で市長が本政策に関しますところの諮問をしたときの受け皿として本審議会が必要だというふうに理解しておりますので、引き続き本審議会につきましては継続して設置をする必要があるのではないかとというふうに理解をしているわけでございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） あなた方はね、国の法で何でも悪い法律が出たときはそのままあれですが、国がやめなさいと言ったら何とかかんとか口実をつけていますが、るる言いましたが、

それじゃ市民生活部長、あなたそこに審議会条例を持っていると思うんですが、第2条をちょっと読んでくれませんか、皆さんにわかるように。

○議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 太宰府市同和对策審議会条例、昭和51年7月5日、条例第458号。

第2条、所掌事務。審議会は市長の諮問に応じ、本市の同和对策事業の総合的施策について審議し、その結果を市長に答申するものとする。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 本市の同和对策事業の総合的施策、これを国がやめなさいという通達が平成13年1月26日に、こういう特別事業や特別対策を続けていくことは、差別解消に対して必ずしも有効でないという通達が来ている。だから、私が言っているのは、同和对策は審議会が必要ないからやめなさいと、あなた方は平成22年まで人権と同和を結びつけて行おうとしているけど、人権は人権として守らなきゃならないことはわかりますが、同和对策は一般対策に移行しなさいという国の通達ですから、そして福岡県もそういういろんな部分でハードの面やソフトの面もやはりある一定延長もし、解決していない部分についてもやってきた。太宰府市としても駆け込みで地区道路の改善事業もやってきた。ただし、今度はハード面について同和对策審議会で審議しなさいというふうにはなっていないでしょう。同和对策事業の、早よ言や同和对策審議会はもう必要ないんじゃないですか、太宰府市として200億円ぐらいのお金を使ってきたんですよ。そういう大変なお金を使ってきたことも市民に宣言をして、やはり終結宣言を全国的にも、福岡県内でもいろんな形でやられているんですが、太宰府はしないんですかという必要だ、同和对策は人権同和问题で必要だという考え方を先ほどから回答しているんですが。もう少しやっぱり前向きに、慎重にね、法的根拠はなくなったんですから、事業というのは必要ないんですから、その辺でどうですかと言うと、あなた方はやはり必要だと言う。これ、今の読んでいただいた内容と矛盾しませんか。

○議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） いわゆる事業法的な特別な対策、るる運営手法が変わりまして今一番直近のやつが地対財特法と、いわゆる一般的には言われているものですが、それが先ほどから申し上げております平成14年、2002年の3月末をもって終了をしたわけでございます。先ほどご回答申し上げました平成13年度に太宰府市の同和问题実態調査をやりましたところ、いろいろな課題が出てきたわけでございます。そうした課題がある限り、それが同和问题解決の特別措置法の終結が終了を意味するものではないんだと。なぜならば、この同和问题の早期解決は、市民が相互に人権を尊重し合い、心豊かに暮らせるまちづくりの実現に欠かすことができない大切な地方自治の課題であるという形で、この今後の同和对策のあり方についての答申の中にもそうした形がうたってあるわけでございます。そこで、太宰府市といたしましては、先ほど申し上げているのは平成18年の総合計画の後期見直しの段階のときに、そういうものを総合的にしまして人権の尊重と同和对策の充実という形を総合計画の中に基本的な施策としてう

たっているわけでございます。その施策の進捗状況あるいは進め方、かれこれにおきましては先ほど出ております、それはまさに同和対策事業の総合的な施策だというふうに理解をしておりますので、そういうところでそこを諮問する機関がないという部分は、この本事業を展開していく上においては問題を生じるのではないかということで、本審議会は引き続き必要であるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 本当こう何かの理由をつけてやろうとしている。今あなたがお答えになったことは、次の項目の中の太宰府市人権同和問題啓発推進会という、こういう条例に基づいたものと事業と一緒にしているんですが。

じゃ、私がねこれ、ここでマル秘文書の確認書、解放同盟と、それから太宰府市と解放同盟と結んだ確認書、それから4市1町が結んだ確認書、赤字になっても部落解放同盟の言うままの事業をやるといふ、補助金についても部落解放同盟から要求されればいつまでも出すと、こんな確認書が明らかになって追及したら、解放同盟もびっくりして、これを破棄しますと言って、あなた方に言ってきたことがありますよね。このとおり30年間やられてきて、市の広報も一面割いて載せてきました。解放同盟が何か言ってくると、あなた方は解放同盟の立場に立っているんだけど、今国もそうですが、運動団体もそう、やっぱり部落差別問題は本当混住率も多くなって解決している中に、2項目めになるんだけど、太宰府市の隣保館や南体育館や児童館があるところは同和地区ですよというような内容にもなっているんですよ。だから、早く同和問題をね、解決させる。これが基本だけど、そういう立場に立たないとね、いつも私言うでしょう、私どもはあなた方に正しい行政をやってくださいと、あなた方もそれをやりたいと思うんだけど、そこにこういうものにしがみついておくから、いつまでも問題が起こるわけよ。

だからもう、ちょっと時間かかるけどね、内部的に、今日は井上さんが次の市長に立候補されるからあれですが、以前は同和問題をよく助役さんと私と論議してね、平成19年度までにある一定のめどをつけたいと、もうね平成20年度には予算措置は対応しませんよというような話も、過去の記録を見たらあったんですが、今ここでね、あなたとね、部長とあれしてんだけど、市長、もうあなた今限りですが、これはやっぱりもう少しね内部的に引き継いで、これをどうするかはですね、新しい市長さんも生まれるんですけど、12年間この問題、市長として携わってきたんだけど、この条例をなくさないことには次に進みませんよ。同和問題というのは完全に国がやめなさいと行って、それからまた7年もやってきた。また、これからずっとやろうというのはちょっと問題ですが、もう少し見直す余地はないんでしょうか。市長、最後もう私時間ありませんから。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 太宰府市の同和問題でございますが、今ご質問になった、また先ほど回答したように、特例法は廃止になったわけでございますが、その後残された同和問題が全面的に解

決したというような事態にはなっておりません。したがって、本市といたしましては条例の制定と、いわゆる同和問題については重点事業として今日まで取り組んできております。残された課題というのは、具体的には平成13年度のこの実態調査によっても、なおいろんな形で差別問題等が残っておるといふ報告がございます。

また、具体的な事業につきましては、先ほど申しましたように、同和問題、ここには同和对策事業、事務事業の評価検討会議、本当に真剣に取り組んで44事業の見直しを図っております。これを具体的な、できるだけ早く一般行政として取り組むべきだと、その基本方針には変わりはないところでございます。

また、全体的な補助金等の問題につきましては、4市1町との問題もございしますが、本市といたしましては、ご指摘のように一日も早く同和行政から人権同和問題として基本的な行政施策を一般行政に早く移行するというには変わりはありません。今なお審議会の廃止につきましては、そのもろもろを含めて審議会等の存在は、今ゼロにするわけにはいかないということで、先ほど答弁したとおりでございます。

(19番武藤哲志議員「1番終わります」と呼ぶ)

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 2番目でございますが、人権センター条例等につきまして、運営審議会の見直し等のご質問でございました。

厚生労働省でございますが、平成14年4月1日に新たな隣保館設置運営要綱を施行したところでございます。以前の平成9年に施行いたしました隣保館の設置及び運営については廃止されました。内容等の一部修正の上、新たに施行されたものでございます。新たな隣保館設置運営要綱でございますが、平成14年3月31日に地対財特法が失効し、直後に施行されたものでありまして、隣保館は社会福祉法に基づく隣保事業を実施する施設としてきたところでありますが、さらなる事業の推進を図るためのものでございまして、さらには隣保館は地域における生活上の課題解決に向けた地域福祉の推進なり、あるいは様々な人権問題の解決、各種事業など、その期待される役割はこれまで以上に大きなものとなっているのが実態でございます。したがって、本市の人権センター条例でございますが、厚生労働省が示しております隣保館設置運営要綱に基づきまして、1つ、基本事業、2つ、特別業務の内容を市の人権センター事業としてうたっておるものでございます。したがって、本市人権センターは、厚生労働省の隣保館設置運営要綱に沿って事業を実施しているところでございます。こうしたことから、人権センターを今後も継続して適切に運営していく以上は、運営審議会は不可欠のものでありますので、人権センター条例第5条の運営審議会の見直しや廃止は、現在のところ考えておりません。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 隣保館の問題についても国の通達があつてですね、隣保館というのは同和地区部分じゃなくて一般対策というか地域に広げなさいということで、以前も質問したこ

とがあるんですが、やっぱり私にも責任があると思うんですね。議会もやはりこれは考えなきゃいけないと思うんですが、第1条の中に、本当に太宰府市がね同和地区を宣言しているんですよ。こんな内容は、やっぱ改めなきゃいけませんよね。見ますとね、第1条に、平成7年条例38号第2条の規定に基づき、歴史的社会的理由により、生活環境等の安定向上を図る必要がある地域及びその周辺地域の住民に対して、生活の改善及び向上を図る社会福祉施設推進とこうなるとる。やはり、隣保館、児童館や南体育館とか、こういう施設が歴史的社会的理由によりというのは、そこが問題なんですよ。人権と、それから人権条例の中に歴史的社会的というのは同和問題と結びつけてくるんですが、こういうものがまず一個入っている。ここは、やはり太宰府市が隣保館があるところ、児童館があるところは同和地区ですよと、こういうふうになるんじゃないでしょうかね。

それから、さっき言いました毎年固定資産税の減免の問題だとか保育料の、早よ言えば減免を30%しているとか、普通の人は65歳にならないと年金がもらえないのに60歳から月5,000円とか、乳幼児は5歳までとか、介護も健康保険もですね、3割負担分は市の方に領収書を持ってくれば、その分だけは返してくれるという無料になっている内容が、この第3条のですね、中にたくさんありますが、こういう自主的活動だとか、社会福祉保健事業だとかですね、運動団体に対する補助金とか、これがあるためにやはり出さざるを得ないようにもなるんじゃないかと思うんですよ。

だから、国や県もやめなさい、一般対策に移行しなさいという中に太宰府市人権センター条例として同和地区を行政も議会も認め、そしてお金を出す根拠になる第3条がありですね、そしてそのために、さっきに戻りますが、同和対策事業の関係で第5条で、運営協議会を開いたりいろんな問題をしてですね、やはり同和問題をどう解決していくかという、人権はこっち側に置いてしまう、こんな状況になる可能性が強いんですが、あくまでも必要であり、するということですが、ここの見直しや廃止は全く必要ないんですか。

○議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） ご案内のように、隣保館もいろんな変遷を経まして現在参りまして、先ほどる議員の方からご指摘されているような、人権センター条例という形の中で一定の整理をしたということになっております。これのいわゆる、先ほどからる地対財特法後の、法切れ後の法的な部分の根拠法という部分が平成12年11月29日に制定されて、平成12年12月6日に施行されました人権教育及び人権啓発の推進に関する法律というのが、議員さんよくご案内と思いますが、そういう法律が施行されたわけでございます。その目的の中に、この法律は人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、その次ですね、社会的身分、門地、人種、信条云々という形に記されているわけで、まさにこれは、「社会的身分」という部分がご指摘の部分に当たるのではないかなというふうに思っているところでございます。

それから、第3条と、いわゆる運動団体への補助金の、これが第3条が根拠になっているんじゃないかということですが、先ほど市長がるる申し上げておりますように、法が切

れた後に隣保館の要綱ができたということでございます。平成14年4月1日から施行されたということでございます。

そうしたことを受けますと、そのるるご心配されているような第3条の1号から10号に該当する、しない云々が運動団体の補助金、多い少ないという形にはつながってこない、別問題であるというふうに理解をしております。

人権センターは、今はいわゆる周辺住民を含めまして、人権福祉のコミュニティセンターとしての役割を持たせるべく鋭意今努力をしているところでございまして、その人権センターのそうした今後の運営のあり方、かれこれを市長の方で考えていく上におきましては、受け皿となります、諮問機関であります人権センター運営審議会は必要であるというところをしておるということでございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） その関係がないというけどね、財団法人の人権教育啓発推進センター、またその人権条例について、もう再三国会にね、どうするのかということで審議をもう6年、いまだにまだ国会の審議の場には上がらない、意見が分かれていて、まだ人権という問題は国会でもまだ決められていない、解放同盟から再三要求があって出されているんですが。

ただね、私もこれ見ておってね、今さっき言われた門地とかというのは、人間平等なんですよ。だから、平等ということだけど、ここの中について、あなたはその中の社会的というやつをあったからここに入っているということだけど、やっぱりこの表現は余り好ましくないですよ。だから、やはりこの内容を変えるのと、それから、私どもやっぱり議会でこれをいつも審議しよってもね、それなりに見直してもしていきたいという努力は私は評価します。毎年ね、私がいつも質問しますし、大変見直しもしていただいて、今運動団体関係については2,000万円近くの補助金も支部一本にしてみたり、いろいろ努力はしていただいていることは評価しますが、この中に、やはり1条から10条までありましてね、保健師さんを派遣するような部分から、自主活動の育成からですね、クラブ活動からレクリエーションから教養文化活動、そういう事業までね、ずうっと入っているんですよ。それが、やっぱり運動団体の補助金の中にびしっと決算の中に出てくるわけですよ。

だから、この人権センターと解放運動と解放運動団体とのかかわりが横と縦とでつながってくるんで、やはりこれも将来見直しを行うこととね、やはり法律がなくなった以上も、それから廃止されて、暫定的なものもあって6年経過しようとしている。県としても知事の答弁や対策部では、もう一切終了しますと、あらゆる同和対策事業については、もう完全に終結宣言を各自治体にお願ひせざるを得ないというのが国や県の考え方ですが、総合的に同和問題のかかわるいろんな部分については、一つの大きな課題ですがね、内部検討を市長ぜひですね、担当部課、縦と横のつながりがこの同和問題は必ず、今は先ほど社会福祉法という問題がありましたが、教育法にもかかわりがありまして、一度内部で再度、何回か検討をされたようなことが

あるようですが、もう一度完全に県からの通達が来てますし、こういう人権センター条例の見直しも指示もしていただくことはできませんか。私、1項目ずつに大体20分ずつということで質問を通告しております。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 先ほど申し上げましたように、本市の総合計画後期基本計画におきましても、この人権問題については大きな柱として行政を進めてきたところでございまして、ただいまいろいろご指摘がございましたものに、今後の同和行政のあり方につきましては、地対財特法の廃止以来、事業の見直し等々についてはいろんな形で検討を進めてきたところでございます。

また、今後の同和行政のあり方につきましては、またご指摘のコミュニティセンターとしての隣保館のあり方等々につきましては、なお今後十分内部的な検討はもちろんでございますが、本市の人権同和行政を進めていく上からも、いろいろその時点、時点での見直しは行っていかなくちゃならないと考えております。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） できればですね、名称を変えるとかですね、そういう方向、一般、だれでもが使えるようにするとかですね、私は予算の資料要求を出しておりますね、この南隣保館や南児童館や、それから体育館やデイサービスですか、これについて私が資料要求を出したところ、現在資料が出ておりますが、やはり社会福祉法人みらいというところにですね、委託をしております。そして、委託の内容は、この条例に基づいてやっているという状況でしてはいますが、こういう委託をやっている、それじゃだれでもが使えるかという、そうならない問題もあるようですね。だから、やはり公共施設ですから、南隣保館や児童館を一だれでもが使えるようなオープンなものにする必要があると思いますし、今後の大きな課題です。また、できれば次の選挙を何とか通りたいと思っておりますが、通ればまたこれを引き続きですね、やらせていただきたいというふうに。一遍で何もかんも言う、次質問するとき困るので、少しやっぱ火種を残しておきたいというふうに考えておりますので、3点目の回答を求めたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 3点目の保育料の問題でございますけれども、厚生労働省から定率減税縮減に伴います改正といたしまして、所得税課税以上の階層を区分する税額の改定及び同時に保育所に2人以上の児童を入所させている場合の保育料の決定方法の改定について通知がっております。それに基づきまして、平成19年度の保育料を決定することといたしております。

なお、毎年市長会を通じまして、国、県に対しまして、保育料徴収基準の見直しに当たりまして、保護者や自治体の負担とならないよう十分配慮することと要望書を提出いたしておるところでございます。今後も引き続き要望してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

なお、詳細につきましては担当部長から答弁をさせます。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 向こうの方から後でという声が聞こえているんですが、何か初めに答弁すると何か都合いかんとですかね。

私、本当に担当課の職員大変と思いますよ。本来やっぱり保育料とかですね、どんな状況になるかというのは所管の委員会では論議されていると思うんですが、やはりこういう国の通達が来たからという形で、第4階層では8,000円、それから第7階層では5万1,000円というこの所得税によって保育料を決めるということで、最高では1カ月の保育料が8万円、生活保護を受けている人とか市民税がかかってない人で、第1から第7までありますが、そういう状況の中でですね、まず所得税法、国の通達を見ますと、この定率減税が廃止されるために、こういう状況で保育料の負担が大変だということですね、本当今税務課の職員も市民税の申告受け付けていると思うんですが、夫婦世帯ですね、38万円、38万円でしょう、国民健康保険でしょう、そして生命保険と、今度今年までは損害保険料は最高で1万5,000円ですが、夫婦世帯でその控除額120万円を超えたらですね、事業所得の場合は、もうはっきり言って税務署の申告になるんですよ、給与所得の場合は控除がありますけどね。本当事業をされている方は、もう夫婦だけの控除と生命保険料と損害保険料と、それから国民健康保険税、介護保険料だけで、もう夫婦世帯ではですね、本当この90万円を超えともう所得税になるんですよ。サラリーマンの場合はもう給与控除というのがありますし、事業者の場合は事業者控除があるんですが、ちょっとこういう保育料がですね、一番この第4階層、第5階層に8,000円、特別、減税されても、その減税分の見返りとしては第4階層は8,000円だけの部分なんですね。ここの部分が3万円だったのが4万4,500円ということは、1万4,500円も月に上がることになる。そうすると、定率減税が太宰府のいろんな決算資料を見まして、太宰府は収納率のいいのはですね、やはり会社員とか、そういう特別徴収、会社がかかわって源泉徴収を市民税まで引いていただいております関係が、やはり納税者の大体50%近くありますが、こういう状況の中で、所得税がかかり、定率減税に該当した人たちが、やはり第4から第5に移らないためには、税務課との協議が必要になってくると思うんですね。保育料の基準を第4から第5によっては1万4,500円、2人のお子さんがおられると、4万4,500円と4歳以上だと3万110円ですから、7万4,600円という高い保険料になるんですが、その横のつながりだとかというのは、どういうふうにあなた方はされるのか、お聞きしたいなと思うんですが。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 今、横のつながりというご質問でございますが、国の方から参りました定率減税の縮減に伴います保育料の基準の改正というものをこちらの方でも確かめてみました。そうしますと、この定率減税のこの分の縮減というものをしっかり見据えた内容での改正ということになっておりますので、私どもの方も、今議員さんがおっしゃいます第4階層ですとか、第5階層の方々のところ、全員ではございませんが、あらかた今平

成17年度の所得税で、そして平成18年の保育料算定の方、その方の分を確認をいたしました。ほとんどの方々が今までどおりの第4階層の方は第4階層、第5の方は第5と、よほどの収入、所得増になっていらっしゃらなければ、保育料は今までどおりの階層ということが考えられますので、今のところ総務部税務課の方とのこの定率減税半減に伴いますところの調整というところは考えておりません。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） ただ、事業の方と、それから給与の方とですね、おられて、保育所児童が入所されている部分についていろいろあると思うんですが、以前も大変高い保育料だから、もう無認可のところへ預けた方が一律でという意見も、はっきり言って最高額8万円、2人の子供を入れると保育料も大変な額になるもんですから、やはりこの11万1,000円、最高の税率の場合ですね、夫婦で。少なくとも夫婦で1,000万円超えればね、こんな11万円というような状況になるんですが、ぜひ一つはですね、あなた方は大変こういう通達が出た後、今入所されている方々にもう事前にね、保育料の改定は据え置きますよという状況での資料をもう配布されているようですね、通知を出しているんでしょう。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 通知を出しておりますが、据え置きということでなくて、平成19年度改正案ということで通知を差し上げております。それは、入所予定決定の方についてということでございます。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） ところがね、あなた方はそういう今保育所に入っている方々にも出していただいているし、広報にも載せるだろうと思うんですが、やはり私ども議会としてね、公立の保育所が2カ所、五条と南保育所、井上さんはこの定員枠を子育て支援という形で増やしていきたいという政策を掲げておるようですが、あと社会福祉法に保育所があるんですが、やっぱりこういう資料を配布する前に、どんな状況になるかというのは、やはり議会にも報告はいただきたいと思うんですが、所管だけに報告されたんでしょうか、それとも私が聞き間違いで、説明されたのを私は忘れたのか、どちらですかね。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 保育料の徴収ということで、規則の改正ということになりますので、内部の法令審査、それから内部決裁ということで進めてまいりました。ですから、所管委員会への報告というものもいたしておりません。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） やはり、私ども議会としてはね、21世紀、お子さんたちの保育料がどんな状況になるのか、その内部規定という問題が一つあるようですが、この保育料がこういうふうになりますよと、現実に私どもも、あなた方は専門的ですから、300万円の所得の人は幾らの保育料になるのか、事業ではどうなのかと、大体こういう第1階層から第7階層までは大

体どういうぐらいの方が該当するのかという、お聞きするようですね、その時間もいただきたいと思うんですよ。規則というか、内部でもう決めて、もうそれで終わりで、私の方からまた改めてこういう場でね、具体的に論議をするというよりも、事前に私どもが保育行政についても議会としても責任を持たなきゃならない。ただし、入ってくるものは、当然予算や決算で審査しなきゃいけませんし、今後やはり議会の中に報告をいただく、事前にですね、こういうものはできるかどうかをちょっと回答いただきたいと思うんですが。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） こういう費用徴収、特に徴収金基準額の費用徴収という分、保育料のみならず、ほかの分野もあるかと思えます。この分につきましては、市の方で内部検討をしながら、この分野については議会への説明、この分野は内部ということでも、またそれぞれにばらばらだと思えますので、その辺は内部調整をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今まではそういう状況で、ずっと慣例的なものがあつたために、こういう状況になったと思うんですが、ひとつ執行部にお願いしたいのはですね、私ども議会としては、保育料をいただく場合の階層区分では、やはり内容も説明も受けておきたいし、それからやはり、皆さんにお聞きする場合もありますし、よく私は所管の課長さんがいろんな問題が出てきたときに、総務文教常任委員会にぜひご相談したいんですがといったときに、また私たちの委員会を開いて説明を受けて、そしてまた全員にこの説明する。こういう二度手間を省いて、やはり機会があれば全員に説明をして、全員20人が同じ内容を知ることが基本だという形で、私の場合は全議員にやっぱり説明する必要があるんじゃないかということもいつも言っております。ただし、こういう保育料の問題については、内部規定で議会に報告は、質問されてこういう状況が父母に配布されております、広報に載りますという問題が報告されておりますが、今後やはり事前に議会にも報告いただくように、市長、ちょっと検討いただきたいと思うんですが、その辺はどうでしょうか。もうあと3分しかありませんので、市長。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） いろいろ行政課題につきまして、条例案の提出なり、あるいは大きな抜本的な改正、あるいは国の法律等の改正等に伴います税を初めとするそれぞれの改正事務につきましては、行政の方は承知し、これを市民にどうして知らせるか、できるだけ早く、そのあるべき姿につきまして、市民の皆さんの理解を事前に得るといことも大切だと思えますが、今ご指摘のような課題につきましては、できるだけ事前に説明する必要がある場合は、積極的にご理解を賜るようにやっていきたいと、かように考えております。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） ぜひですね、大変今国は定率減税を全廃する、それから老年者控除の50万円、それから配偶者は特別控除を選ぶか配偶者を選ぶか、それから年金も給与控除みたい

なものにかわってですね、資料要求をして、大変この税源移譲、市民税、県民税、合わせて10%の税率という形になってですね、そういう3段階の税率もなくなりました。こういう状況で、本当に市民の税負担が強まる中で、国は地方自治体が大変税源移譲をして増税になった分は交付税を減らしますよ、それでプラス・マイナスとんとんですよ、こういう考え方でやっているようですが、やはり内容的な問題、こういう状況、歳入歳出のかかわる問題については、ぜひ議会に事前にですね、やはり説明をしていただくことをお願いいたしまして、私の質問は終わります。どうもありがとうございました。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

ここで14時15分まで休憩いたします。

休憩 午後1時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番田川武茂議員の一般質問を許可します。

〔16番 田川武茂議員 登壇〕

○16番（田川武茂議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、私は通告に従い質問をさせていただきます。

今回、私は本市の5年先、10年先の財政状況と、そして経常収支比率を含め、今後の見通しについてお尋ねをいたします。

その真意は、現在統一地方選挙を控えて、20年ぶり、久しく選挙がなかった市長選挙、そしてまた議会選挙の争点として、市民の目が財政状況に集まり、非常に関心が高まってきたところでございます。

実際の内容を市民に知ってもらうためにも、昨年北海道夕張市が財政破綻となりました。これは、国の三位一体の改革で、地方交付税が大幅に削減されて、現在全国の地方自治体がいつ夕張市の二の舞になってもおかしくない状況だと言われております。確かに、本市の財政事業が厳しいことは否定はできませんが、しかしこれが行政の失策のために起因するような印象を与えることは得策ではありません。今、太宰府市の名前は全国ブランドの自治体として、有名になった市として、イメージからも決してよくないと思います。その事情を正確に市民に理解をしてもらうことが何よりも必要だと考えるからであります。

29.61km<sup>2</sup>の本市は、お隣の筑紫野市の約3分の1の行政面積しかありません。しかも、そのうち15%に当たる449haもの面積が文化庁管轄の特別史跡指定地であり、工場誘致などの産業立地が不可能な自治体であるということを認識せず、行政運営のまずさが財政事情を悪化させたかの印象を持たれることは、市のイメージにとっても大きなマイナスだと痛感するからであります。年間既に700万人を超える観光客、参拝客が訪れるこの太宰府市が、あたかも夕張市に次ぐ財政破綻のまちのイメージでは、このまちをこよなく愛する市民にとってもその将来に



暗い影を落とすおそれがないとは言えません。この3月議会では、新年度の予算審議も19日から始まりますが、とりあえず現時点での財政内容をご説明いただきまして、今後5年先、10年先、見通しを含めて市民にわかりやすい、また的確な説明をお願いいたします。

折しも、佐藤市長が退任され、新しい市長のもとで今後の市政運営がなされるという節目の時期ではありますが、誤解を招かないよう現状認識を持って、よりすばらしい太宰府市であり続けるためにも、将来に希望と期待の持てる市であってほしいと願うものであります。そうした期待の持てる市のためにも、財政のあり方について、市民の皆さん方にわかりやすい回答をお願いいたします。

あとは自席にて再質問をさせていただきます。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） ご質問の、本市の財政状況と今後の見通しについてでございますが、まず本市の財政状況はご存じのとおり、ここ数年国全体の三位一体の改革によりまして、所得譲与税、減税補てん債、地方交付税の減額等がございまして、厳しい状況になっております。

当市の状況といたしましては、自主財源の中心であります市税について、整備を行ってまいりました新市街地の整備に伴う新築家屋やマンションなどの増加によりまして、固定資産税の増収が期待されるとともに、人口の増加による市民税の増加も見込んでいるところでございます。

さらには、先ほどご指摘がありましたように、九州国立博物館の誘致によりまして、予想以上の観光客が訪れ、多くの経済波及効果もあるのではないかとこのように現状では期待しているところでございます。

しかしながら、一方では、今後も地方交付税の減額が予想されます。これは、国の財政を立て直すという形で地方にシワ寄せという形が来るのではないかとこのように考えまして、歳出に関しましては内部経費の削減を第一に考えまして、事務事業の見直しや統廃合、行財政改革の執行などによりまして、身の丈に合った行政運営を行うということにいたしてございまして、現在今議会に提案しております平成19年度の予算では、市の預金であります財政調整基金を取り崩すことなく調整を行って提案をいたしましたところでございます。

次に、今後の見通しでございますけれども、経常収支の収支比率については、三位一体の財政改革で当市だけではなく、全国どこの自治体も年々高くなってきております。

当市の場合、他市町村に比べて経常収支比率が高いというふうに言われております。近年、佐野土地区画整理事業、九州国立博物館の設置に伴います散策路整備事業、地区道路の整備事業、そして高雄中央通りの整備事業など将来のまちづくりに必要な基盤整備事業に積極的に投資を行ったために、義務的な経費であります公債費が一時的に増加していることが要因であるというふうに考えております。

これらの借金は、市全体で240億円ほどございます。そのうち、償還に95%の補助がございまして史跡地の公有化分が45億円ございまして、そのほかの約85%に相当する起債については、

地方交付税に算入される優良起債が主でございます。市の財政規模からいたしましても、大きな問題となる金額ではないというふうに借金の額を考えております。

今後の財政状況では、人件費について、平成20年度以降、団塊世代の職員の大量退職が始まります。そこで、採用を極力抑えることによりまして、平成17年度を基準といたしまして、平成22年度には6.9%、約26人の減を見込んでおります。また、市債の発行についても公債費償還金額よりかなり抑えました20億円以下に今後抑制していくというふうにいたしております。公債費の減少が見込まれること、それから区画整理事業の進行によりまして、市税、特に固定資産税の伸びが見込まれることによりまして、平成22年度に向けて徐々に経常収支比率は下がるものと見込んでおります。

また、約350億円という大幅な赤字で財政再建団体の指定を受けました夕張市のお話があがっておりますけれども、当市については毎年黒字決算といたしております。議員の皆さんには予算や決算でお示しいたしておるとおりでございます。それ以外の債務はございません。したがって、今の状況下では夕張市のような財政破綻をするようなことはないというふうに考えております。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員。

○16番（田川武茂議員） 今ですね、夕張の話が出ましたけれども、夕張の起債が353億円ですか、18年間で返済するような計画があるようですが、太宰府市がですね、財政再建団体にならないとの回答を得ましたが、もし太宰府市がですね、財政再建団体に指定されないとしたらどのくらいの比率になるかね。今からどのくらいの金額になれば、財政状況にとってですね、指定されるのか、そこら辺の具体的なご回答をお願いします。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 夕張市は、先ほど約350億円の赤字というふうに言いましたけれども、これは財政再建団体に指定されますのは、国が示します標準財政規模の20%の赤字になれば指定になるということでございますので、太宰府市が現在標準財政規模が約110億円でございます。最低22億円の赤字になれば、財政再建団体になるということございまして、平成17年度、このごろ皆さんに議決いただきました状況では6億5,000万円の黒字になっておりますので、財政が余り苦しい苦しいと言うたのが、第二の夕張市になるというふうなふうに勘違いされたかも知れませんが、赤字ではないということございまして、そういう団体には指定にならないというふうに考えております。

○議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員。

○16番（田川武茂議員） わかったような、わからないような回答でございますけれども、今後ですね、太宰府の事業としてですね、基盤整備、要するに区画整理、それから地区道路環境整備事業、これは終結したわけですが、今後20年前から計画にありますJRの太宰府駅、こういったものについてですね、どういうふうな計画を持つとるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） これは、財政状況でお聞きになっておりますので、財政主導型で答えたいと思います。

先ほど言いましたように、今後は借金の額を返す額よりも少なくしようというふうに、今約三十二、三億円の借金をお返ししてはいますが、今後は借入額を20億円以下に抑えようというふうな計画を持っておりまして、それに合わせた事業計画という形を財政当局としては考えております。

区画整理のまちづくりのやり方は、例えば区画整理でも市直営でやる場合と、あるいは組合でやる場合、あるいは民間企業をそこに参入させてやる場合とかいろいろ方法はございまして、一番財政負担が少ないような、そういう手法でやっていただきたいという形で原課の方と協議をしておりますので、この20億円以下に抑えるということで、今後とも経常収支比率を下げていきたい、そういうふう考えております。

○議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員。

○16番（田川武茂議員） 今回ですね、財政問題について質問させていただきましたが、太宰府市に限らずですね、財政改革の厳しさもですね、こうした現在高齢化社会を招来した今となつては、もう本当に三位一体改革のもとに、今後進められるであろう財政運用はですね、容易ならざる事態であります。行政改革の前途も多難であろうと思っております。今後ですね、民営化による財政上の改善策、もう避けて通れない政策の一つじゃないかと思っております。議会、行政が本当に一体となつてですね、あらゆる努力を惜しんではならないと思うわけですが、これも市民のニーズにこたえるためには正しい認識を持って、今後乗り切るべきじゃなかろうかと、そのように思います。執行部の皆さん方にも一層のご尽力をですね、心から期待をしまして、私の一般質問をこれで終わらせていただきます。

○議長（村山弘行議員） 16番田川武茂議員の一般質問は終わりました。

次に、17番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

○17番（福廣和美議員） 議長より許可がございましたので、一般質問させていただきます。

本日、3点にわたり通告をいたしておりますが、1点目、2点目につきましては、幾多の議員さんの方から質問もありました。どういうふうにしようか、いまだにまだ決めておりませんが、質問をしながら決めたいと思っておりますが、1点目につきましては、今後の太宰府市政に市長が望むものがございましたら、ぜひ教えていただきたい、そう思っております。

2点目の財政問題につきましては、今田川議員がされまして、私も納得をいたしましたので、この点については割愛をさせていただきたいというふうに基本的に思っております。

ただ、我々今、佐藤市政も3期12年間、地方の時代を迎えるに当たりまして、地方への権限移譲や財源移譲のアンバランスの中で、非常に厳しい財政の中で市政を担当されてこられました。その今の財政状況の話にもありましたが、その中でいろいろと財政難でいろんなことがで

きずにある部分というのも多くあるのではないかというふうに思っております。

今、市民と語る会を開く中で、多くの声を我々も聞いております。一番多いのは、今もお話に出ましたけども、私はどちらかというと西地区の方で多くの語る会を開いておりますので、JR太宰府駅はいつできるのですかと。また、もう計画はなくなってしまったのですかという声を多く聞きます。また、JR太宰府駅がここにできるということでマンションを購入しました。また、我が家を建てましたという声も数多くお伺いをいたしました。また、高齢になるにつれて、ぜひまほろば号を通してほしいというお年寄り、近くまでは来てますが、この坂道をおりてそのバス停に行くまでが大変なんですという団地の方もいらっしゃいました。向佐野では、新興団地で、子供の交通事故を心配して、まだ整備されていないカーブミラーや信号機の設置を要望される若いお母さん方の声も随分お伺いをいたしました。また、歴史スポーツ公園では、毎週日曜日に利用している少年ソフトボールのチームの方々からは、もっと利用しやすいようにしてほしい。1つは、フェンスのさらなる設置をしてほしい、また周りの駐車場の増設を要望される声もお伺いをいたしました。保育園の待機児童をなくしてほしい、子供の医療費無料の年齢の引き上げ、小学校に入る寸前までが一番お金がかかるんですという声も聞きました。特別史跡水城跡の公園化の整備、中学校のランチサービスに対しては、1カ月前の注文を何とかしてほしい、味の問題、量の問題を考えてほしいという声もありましたし、学校の図書への予算が少な過ぎて本を増設することができませんという声もお伺いをいたしました。いろいろと財政難の中で問題が山積してきているということは事実であろうというふうに思います。

今回は、それらのことを財政問題と合わせての中でお伺いをするつもりでしたが、ただいま田川議員の一般質問で、市民にわかりやすくという依頼も全く同じ気持ちでありましたけれども、今の回答で太宰府の財政は大丈夫であるということでございましたので、この2点についての回答は、1点目はありますけれども、2点目につきましては回答は要りませんので、よろしく願いいたします。

最後に、午前中にも出ましたけども、まほろば号についてであります。午前中の回答の中で、見直しはするというお答えをされておりましたが、私は今後近い将来に抜本改革とか抜本的な見直しが必要になるのではないかという考えでありますが、いかがかだけお答えをいただきたいというふうに思います。

あとは自席にてさせていただきます。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） ただいま福廣議員から本市が抱えます課題、財政問題等々ご質問がございました。今後の残された課題ということでございました。

私でございますが、平成7年4月に市長就任以来、3期12年間市民の皆さんと一緒に本市のさらなる発展と個性と魅力ある、本当に住んでよかったと言われるまちづくりに一生懸命頑張ってきました。その間、市民の待望の、百年の悲願でございました九州国立博物館が設置

から開館に至る、そういう開館いたしたところが大きな思い出でございますが、既に入館者は300万人を超えるというような大変なにぎわいでございます。

また、本市のおかれました財政事情等も先ほど総務部長が答弁いたしましたように、本市といたしましては、まだまだ余力を持って新しい太宰府の未来をつくっていく、そういう余力、そしてまた、そういう大きな遺産は持っているわけでございます。

そういう意味で、具体的な施策につきましては、ご承知のように、私市長になりまして、平成13年に第四次総合計画を策定いたしました。その策定に当たりまして、市民の皆さんの参加を得た百人委員会等々地域の、また各界、各層のご意見を出していただきました。そして、それを基本とするマスタープランの基本計画をつくって、10年間の平成13年度から平成22年度までの本市のまちづくりの基本方針ができたところでございます。それに従いまして、具体的な個々につきましては行政を進めておるところでございます。

もうご承知のように、本市の都市の将来像でございますが、「歴史とみどり豊かな文化のまち」を基本といたしまして、今回の第四次総合計画におきましては、3つの大きなプロジェクトを中心に進めておるところでございます。

1つは、もうご承知のとおりでございますが、まるごと博物館構想、コミュニティづくり、福祉でまちづくり、3本の柱を大きなプロジェクトの柱といたしまして、それぞれの具体的な施策を進めております。それをもって今後とも残された平成22年度までの施策の一つでも多く完成させ、目的達成に努力していくべきだと考えておるところでございます。

特に、今後残された課題といたしましては、平成18年3月に後期5カ年計画、第四次総合計画の後期基本計画をつくったところでございまして、具体的なケースにつき、また今後の計画についてはそこに示したとおりでございます。これを一日でも早く実現できるように、今後努力する必要があるかと思っております。

特に、本市の具体的なご指摘がございましたが、JR太宰府駅の設置の問題等、あるいは西部地区のもろもろの発展施策でございますが、ご承知のように佐野土地区画整理事業でございますが、この大事業も平成18年度、ほとんど事業は完成いたしました。大きな太宰府の西の新しい西部地区の都市構成に大きな貢献をし、また大きな今後の軸になると考えております。と同時に、平成15年のあの災害がございましたが、これを契機に、いわゆる御笠川の隘水等の災害の防止のための改修事業はもちろんでございますが、四王寺山、宝満山等々のあの土砂災害に対するダム構築等々、平成18年度でほとんど完成する、国、県を挙げての取り組みでほぼ完成することになっております。これにつきましても、本市のまちの安全、安心のまちづくりの大きな基盤ができたと思っております。

また、先輩諸氏が昭和57年に太宰府市が市制施行以来本市のまちづくりのためにそれぞれ大きな都市基盤整備、都市化する太宰府のまちづくりに対処するいろいろな施策を先輩諸氏は努力されてきたわけでございます。今日課題となっております人口急増に伴う都市化に対処する基盤整備、都市基盤の整備につきましては、ご承知のように人口増に伴います学校増、あるい

は下水道、水道の整備、道路整備等々につきましても、ほぼ起債等の財源は要っておりますけれども、本市の場合はその基盤整備ができて、今日に至っておるところでございます。

それからまた、今後の課題につきましても、御笠川改修に伴います大佐野、通古賀の区画整理、また西部地区の新しい都市基盤の整備が進められておるところでございます。

そういうような、もろもろ上げられました市民のニーズはそういうハード面ではなく、福祉の面におきまして、少子・高齢化に対処するいろいろな問題、また子供たちの教育、また年寄り、子供たちの安全な遊び場の問題等々ニーズはたくさんあると思います。それを太宰府市の財政で全部こなすという、行政だけでこなすと、これはもちろん不可能でございますが、本当に我々、市民の皆さんが住んでよかったというまちづくりは、市民の皆さんが自分のまちに誇りを持ち、また愛着を持ちながら、自分たちと一緒にこのまちをつくるんだ、まずそういう協働意識が必要じゃないかと思う次第でございます。

まだまだ具体的な新しいまちのための提言は、市民の皆さん方の声を聞きながら、また新しい国立博物館を初めとする、新しい太宰府のための大きな事業が今後興ってくると私は確信しております。そういう意味で、名実ともに太宰府が天下の太宰府と言われ、また福岡県、九州、アジアの太宰府となるような、そういう発信基地になるような、そして元気のある、そして市民の皆さんが住んでよかったと誇りのあるまちづくり、これは今後とも行政だけでなく、議員の皆様、市民の皆さん一体となって、お互いに提言しながら、またお互い努力しながら、今後のまちづくりをすべきであると、そういうように、かように考えております。

私も太宰府に生まれた一市民でございます。今後ともさらなる太宰府の発展のために、一生懸命できることをやっていきたいと思っておる次第でございます。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） まほろば号の充実についてご回答いたします。

現在、4路線6コースを運行いたしておりますけれども、利用者も特に昨今増加をいたしております、1日平均1,300人を数えております。これを平成18年度、1年間の合計、推計をいたしますと、約47万人を超えるのは確実というふうな見込みをいたしております。

こうした利用者数につきましては、平成10年に運行を開始いたしまして、9年間で過去最高を記録するわけでございますけれども、このことはやはり着実に市民や観光客の皆さんが交通手段としてこのまほろば号を生活の中に定着をしていただいているというふうに考えております。

ご質問の抜本的な見直しにつきましてはでございますけれども、今後ともさらなる利便性を求めながら、早ければ今年の秋ごろをめどに総合的な見直しをやり、実施をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 佐藤市長につきましては、ご回答ありがとうございました。

まほろば号の、今年の秋をめどに見直すというのはですね、どういったことを見直ししようとしているのかが、もしあれば教えてほしいですが、ちょっと何を見直そうとしているのかがよくわからない。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 見直しのポイントといたしましては、大きく7項目を一つの視点に持っております。

それは1つに、まず利用者の少ないコース、これらを点検し、減便あるいは廃止の方向で検討をします。

2つ目に、土曜日、日曜日、祭日、つまり休日ダイヤの減便をしたいというふうに思います。

3つ目に、始発、それから最終便、これらの時間を見直しをいたします。

4つ目に、これ福廣議員さんからも以前提案をいただいた部分ですけども、地域巡回型、つまりコンパクトな路線の検討をいたします。

5点目に、乗り継ぎ制度の検討をいたします。

6点目に、観光客、つまり観光コースの充実を図りたいと思います。

それから、課題になっております7点目ですけども、高雄地区への運行の検討をいたします。

それからあわせて、いわゆる収益増に対する対策、幾つか持っておりますけども、これも先日新聞発表をしたと思いますけども、地域の商店街と連携をしながら、例えばプラムカードによる利用者増を図る、つまり商店街と連携した一つの利用者増を見込む。あるいは、観光客をさらに増やすために、1日フリーパス券、これあたりを積極的にPRをする。あるいは、まほろば号車内に有料広告をさらに営業を多くする。それから、これは将来的なんですけども、今それぞれバスの時間が渋滞によって遅れる場合があります。福岡市内、西鉄の方も現在やっているんですけども、いわゆるインターネットあるいは携帯電話によって、バスの位置を知らせる情報システムの構築をしていきたいというふうに思います。

それから一つは、やはり観光客を含めて、市民の方もフリー乗車券、300円で1日乗り放題というチケットがございますので、これらをいろんな地域のイベントとかに一つの商品として販売をしていただいて、ぜひ購入をしていただきたいというふうに思います。そういうことも含めながら、収益あるいは大きな改革、見直し、7つの項目を持って、今後充実したまほろば号の運行をしていきたいというふうに思います。

○議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 見直しの件はよくわかりました。できれば市民の意識調査、それからいろんな専門家の意見等を十二分に配慮しながらですね、こういったことをぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

私は、ほかの議員さん、午前中の議員さんとの意見の相違は若干あるのかなというふうに思

っておりますが、私、高齢化社会を迎えるに当たってですね、細かい、もうこれ以上細かくな  
いぐらいの範囲を回ってほしいと思います。要するに、太宰府に住めなくなる高齢者、特に太  
宰府の場合は坂道が多いわけですから、その手段がなくなればよそに移る以外にないという  
のが近い将来太宰府にも起こってくる現象であろうというふうに思います。そうすれば、少し  
も長い年数、自家用車があればそれに乗ろうとする、そうすれば事故が多発するというのが  
ですね、私は怖い、近い将来今までになかった問題として起きてくるというふうに感じを持っ  
ております。でありますから、せっかくこのコミュニティバスまほろば号を導入した、今財政的  
に持ち出しが多いけれども、少しずつ発展しようとしている、これをやはりよその市はよその  
市でいろいろあるでしょうけども、太宰府は太宰府だけでもいいから細かく、太宰府市民の足  
となり得るようなですね、バスにぜひしていくべきであるという考え方を私は持っております  
ので、またこの続きについてはですね、またぜひできるようになりたいなというふうに思っ  
ております。

ただ、今バスが通ってない、1点だけちょっとお伺いしますが、清水議員のお話でもありま  
したけれども、観世団地が要するに通っていないと、これは入り口か出口かの道路の問題かな  
というふうに思うんですけども、そういう問題とぜひ小型、前、武藤議員も質問しましたけど  
も、マイクロバスによる運行というものですね、こういうのとあわせて私はぜひ考えてもら  
いたいというふうに思っています。そうやってでも太宰府市民がこのコミュニティバスを自分  
たちの市民の足なんだと感じれるようなですね、ぜひまほろば号になるように私は期待をいた  
しております。

武藤議員も言われましたけども、さっきいろいろ私も課題といいますか、市民の声を言いま  
したけれども、まだまだ数多くですね、こういうこともやってほしい、ああいうこともやって  
ほしいという問題は数多く聞いております。そういった問題を次の市長さんにですね、ぶつけ  
ることができますように、ここに帰ってこれるように頑張ります。これで一般質問を終わります。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は3月15日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後2時53分

~~~~~ ○ ~~~~~